

# 平成29年第4回定例会

( 第2日 )

平成29年12月11日

平成29年第4回平川市議会定例会議事日程（第2号） 平成29年12月11日（月）  
午前10時開議

第1 一般質問

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

○出席議員（20名）

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	工藤 貴弘	8	山田 忠利	15	工藤 竹雄
2	工藤 秀一	9	石田 昭弘	16	齋藤 政子
3	福士 稔	10	原田 淳	17	齋藤 律子
4	長内 秀樹	11	桑田 公憲	18	田中 友彦
5	山口 金光	12	大川 登	19	佐藤 雄
6	佐藤 保	13	小野 敬子	20	齋藤 英仁
7	佐藤 寛	14	葛西 清仁	—	—

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条による出席者

職 名	氏 名	職 名	氏 名
市 長	長 尾 忠 行	教育委員会事務局長	大 湯 幸 男
副 市 長	古 川 洋 文	会 計 管 理 者	鈴 木 浩
総 務 部 長	齋 藤 久世志	農業委員会事務局長	佐 藤 千代彦
企画財政部長	須 藤 秀 人	選挙管理委員会事務局長	小田桐 啓 子
市民生活部長	白 戸 照 夫	平川診療所事務長	工 藤 伸 吾
健康福祉部長	小 林 留美子	監査委員事務局長	石 田 善 久
経 済 部 長	西 谷 司	教育委員会委員長	内 山 浩 子
建 設 部 長	木 村 雅 博	教 育 長	柴 田 正 人
水 道 部 長	須 藤 俊 弘	農業委員会会長	柴 田 博 明
尾上総合支所長	長谷川 尚 道	選挙管理委員会委員長	内 山 久 人
碓ヶ関総合支所長 兼碓ヶ関診療所事務長	工 藤 久 富	代表監査委員	古 川 敏 明

○出席事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事 務 局 長	相 馬 昌 幸	主 事	石 岡 奈々子
主幹兼議事係長	長 濱 貴 弘	—	—

午前10時00分 開議

○議長  
(齋藤政子議員)

おはようございます。

ただいまの出席議員は20名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

一般質問の答弁のため、市長、副市長、教育委員会委員長、教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員、各関係部長等の出席を求めました。

暑い方は上着を脱いでも結構です。

日程第1、一般質問に入ります。

一般質問の方法については、議会運営委員会において、一括質問方式と一問一答方式の選択制をとっています。

どちらも質問席において行うこととし、質疑応答の時間はおおむね一時間以内とし、会議規則第56条の規定にかかわらず、質問の回数制限を設け

ておりません。

議員におかれましては、傍聴者や市民の方にわかりやすい質問をお願いいたします。また、理事者側においても、同様の答弁をお願いいたします。

次に、発言の許可についてですが、会議規則第50条の規定に基づき、議員は挙手のうえ議席番号を教えてください。

また、特別職を除いた市職員は、挙手のうえ職名を告げて、議長の許可を得てから発言されますようお願いいたします。

それでは、一般質問を行います。

お手元に配付しています一般質問通告一覧表のとおり、一般質問者は9名であります。

本日は第1席から第4席までを予定しております。

第1席、5番、山口金光議員の一般質問を行います。

山口金光議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

山口金光議員、質問席へ移動願います。

山口議員、席について、挙手して議席番号を教えてください。

(「先ほど指導されたのは、そのまま移ってくださいと言われたんですけども」と呼ぶ者あり)

○議長

すいません、山口金光議員、一般質問席へ移動願います。失礼いたしました。どうぞ。

(山口金光議員、質問席へ移動)

○議長

山口金光議員の一般質問を許可します。

○5番

(山口金光議員)

それでは、山口が一般質問を行います。先般、常任委員会におきまして、新体育館の質問もいたしましたので、その継続を踏まえながら両方併せて、新本庁舎と新体育館につき、その費用対効果等々につきまして質問させていただきます。両問題の本質は共通しておりますので、論点を限定し質問させていただきます。従って、1問、2問、3問としてありましたが、1問、2問は統合して、論点を限定して質問させていただきます。

まず、新本庁舎、新体育館の規模、費用対効果についてであります。その中の費用につきまして、特に両施設の建設時、補修時における市民1人当たりの実質負担額をお聞かせ願いたいと思います。具体的には、新本庁舎が7,200平米52億円と計画され、また、新体育館は5,600平米31億円、計83億円が建設費として計上されております。及びその補修費、改修費等々、いわゆる公共施設総合管理計画で言います維持補修費ですが、それにつきましても、おのおの新本庁舎、それから新体育館ほどの程度になると見込まれておるのかお聞かせ願いたいと思います。

参考に言いますと、先般、青森県庁の建て替え、または新築という問題につきまして、るる新聞をにぎわせたところではありますが、その場合、青森県庁につきましては、180億円の新築、または80億円の改修ということで、最終的には80億円の改修案に落ち着いたという経緯があります。これは新築と改築・改修と比べますとおおむね45%になっておりまして、これは総

合管理計画でも見てます補修費の比率、大体5割ないし4割と見込んでおりますが、これに照らしてもおおむね妥当なものだというふうにも思えますので、この総合管理計画等の考え方も重要視しながら、補修費につきましてはどの程度のものかお聞かせ願いたいと思います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

山口金光議員のほうから、新本庁舎と体育館にかかわる市民1人当たりの負担についての御質問がございました。この件については通告にはございませんので、その経費を人口で割った金額が、その1人当たりの負担になるものと思っております。

議員のほうから公共施設等管理計画についての質問でございますけれど、この公共施設等の管理計画そのものは、国の指導もございまして、今年の3月に策定されたのを3月に公表しております。その基準となる、これは前提がございまして、現在保有している建物を今後40年間保有し続け、築後30年に大規模改修、築後60年に同規模で建て替える、それから、築30年以上経過している建物は、直近10年間のうちに大規模改修を実施するなどという、そういう前提のもとに、この公共施設等総合管理計画は立てられております。そして、この管理計画の中では将来的に質の見直し、量の見直し、コストの見直し、これらを段階的にして、その都度都度していく、そういう見直しをしながら市の公共施設の管理の計画を立てたのがこちらの計画でございますけれど、これは40年後というのを見ておりますので、いま市で実施している事業は、これが最終的な市の計画ではありません。第2次の長期総合計画、それから毎年度ごとの財政運営計画、これらの計画を毎年ローリングし見直ししながら、その中で年度を追って、いかに市民の皆さんに御負担をおかけしないか、そして、さらに将来において平川市が発展していくためにどういう施設、どういう規模のものが必要か、それらをさまざま勘案しながら計画を立てて実施しているものでございます。

○議長

山口金光議員。

○5番

(山口金光議員)

いまの御答弁は、つまりそういう前提ですので、将来のライフサイクルコスト、補修費、改修費を中心とするライフサイクルコストは見込んでいませんという回答になるのでしょうか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

この公共施設等総合管理計画は、先ほど申し上げたとおりのことでございますけれど、ライフサイクルコストにつきまして、これはいずれの建物にかかっている、いま現在ある建物についても運営計画、その維持管理費はかかっていくわけでありますから、これは築後年数が経過すればするほど維持補修費はかかっていきます。ですから、そういうことを総合的に勘案した中で新しくいま建て替えたほうが将来的に有利だということで、いまの御提案をさせていただいております。

○議長

山口金光議員。

○5番

私が伺っているのは、もう1回確認いたしますけども、今回83億円で建

(山口金光議員)

てる、今回建てるんです。それを、この施設管理計画の考えをもとに30年後に中間改修をし、60年使って有効に活用しましょうという計画のもとに、またそれを参考に83億を計上したわけです。計画してるわけです。そうすると、当然その計画の中で、見積もりの中に当然ライフサイクルコストは見込んでいないはずで、それが幾らなんですかと聞いてるだけです。答えは2つしかないんです。見積もっていないか、見積もって幾らだと見てるという答えしかないはずですけど。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

山口金光議員の質問にお答えいたします。公共施設等総合管理計画の見積もりは、あくまでも推計ということの域は達しきれないわけですが、お尋ねの庁舎に関しては7,200平米ですので、次回の大規模改修時には平米当たり30万と見込むと21億6,000万の経費が積算できるわけでありまして。また、新体育館、仮に6,000平米だとすると、これも平米単価、公共施設等総合管理計画では平米単価32万で見えておりますので、かけますと19億2,000万の改修費が30年後に到来するというふうな積算を……。

(「9億ですか」と呼ぶ者あり)

○総務部長

19億2,000万ですね。で見込んでいますところでありまして。

(齋藤久世志)

○議長

山口金光議員。

○5番

(山口金光議員)

ということは、83億円の建設と、それからこの過程、前提に立てば、40億円程度の維持補修費がかかるだろうという腹案を持って、今回の83億円は計画したんだということだと思います。

そうすると、先般の新聞報道にもありましたが、特例債等も活用して極めて圧縮に努めておりましたという新聞報道がありましたけども、その点でいきますと、おおむね、この83億というのはおおむね3割ぐらいの市民の負担額、ざくっと言えば25ぐらいになるのかなという、暗算でも。さらにこの40億の、将来、おおむね中間ですから、30年後当たりに中間改修が必要になるとすれば、現時点ではおおむね40億円程度と見込まれ、そのときの起債、特例債3割負担の起債はありませんから、一般の公共事業債しか私は使えないと思うんですが、その場合にどの起債で何割ぐらいの負担でやるという腹案でおられるんでしょうか。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

議員お尋ねの30年後の財政制度というのは、いま現時点では予測困難だと思います。通常でありますと、一般単独事業債という起債があるわけなんですけども、それについては、交付税算入がないものでありますので、例えば大規模改修時の20年償還で、利率幾らかはわかりませんが、その時点での財政制度の起債制度を活用することになるかと思っております。体育館についても同じ発想かと思っております。

○議長

山口金光議員。

○5番

それは当たり前で、問題は、いまはどのような負担率の起債を想定して

(山口金光議員)

将来を見込んでいますかという質問です。当然、その状況はまだわかりません。どういう財政構造なのかわかりませんが、現時点ではどのようなものと想定しておられるのでしょうかという質問です。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

現時点では制度ございませんので、現時点でいきますと、一般単独事業債ということで交付税算入のないものです。全く市の一般財源で賄うべき起債になりますので、現在、交付税算入なしということで理解していただきたいと思えますし、ただ、30年後の状況をいま現時点では想像できませんので、我々いま、ものを建てる際に30年後の姿を思い描いてここで決定したのかということをお問われますと、そこは我々とすればそこまでは見込んでおりませんので、ですのでこういうふうな総合管理計画を立てまして、そういうふうな財政状況を常々監視しながら運営していくというふうなやり方をとってございますので、あえてその30年後の改築をいま現時点でどう見積もったかということまでも織り込んだ形にはなっていないのが現状でございます。

○議長

山口金光議員。

○5番

(山口金光議員)

ということは将来の見積もりはしなかったという理解でよろしいですか。将来は考えてないんですと。そのときどうなるかわからないので、結局じゃあ、将来は野となれ山となれで今回80億を是としたという回答なんですか、いまの回答は。

○議長

総務部長。

○総務部長

(齋藤久世志)

お答えします。将来考えてないのかというふうな御質問でございますけれども、市長も先ほど申し述べましたとおり、我々は10年向こう先の財政の将来推計しながら財政運営をしているわけでございます。ですので、将来負担比率、それから公債費の残高、基金の残高を勘案しながら、方向修正をしながら運営していくものでありますし、この30年後の建て替え等につきましても、地方債を活用するということは、またその先の30年先の建て替え時も見据えた形で起債措置をするわけですので、そのときそのときの制度を活用しながら市民の財政負担を少なくする形で運営しておりますので、現状とすればそこまで見ているのかと言えば見ていないけれども、そういうのを意識して財政運営しているということでございます。

○議長

山口金光議員。

○5番

(山口金光議員)

私ちょっと理解ができない回答なんで、ちょっと観点変えて言います。30年後に特例債がなくて一般起債しかないじゃないかということはおっしゃったとおりで、それでいけば、現在は8割負担の起債しかできないと。将来、約40億円大体補修費がかかるだろうと。

仮に税見込みを入れれば、それは将来8割負担で市が負担する、8割を市が負担するというはずです。そのときの納税者は何人いるのかはわかりませんが、現在、データはありませんので、現在公表されているデータだけを参考にすれば、現在15歳から64歳までの年代、年齢層が約1万9,000

人とデータに出てきています。それは30年後、約1万人になるとまたこのデータに書いてあります。ということは、現在83億円の3割負担25億円を1.9万人で現在は、建設時には負うこととなります。費用を出すこととなります。30年後辺り、補修・維持・改修するところになると、今度は40億円を8割負担、つまり32億円を市は負担するという見込みとなります。それらの見込みがあるなら教えてください。その見込みのときに15歳から64歳までが約1万人と、このデータをもとにすれば、納税者が多分その辺りだろうという前提で割れば、先ほど市長おっしゃられるようにあと人口で割れば、32億円を1万人で割れば一人納税者32万円と簡単に暗算で出てきます。

問題は、25億円を1.9万人で負担する現在、一人頭で言えば10数万円です。12、13万円になります。それが30年後には40億円の補修費を8割負担で負担し、それを1万人でしか割れませんので、32万円になります。つまり、建設が10数万円で建設しました。現在いる人たちは。それを孫・子に伝えます。孫・子は、幾らかかったものとか何とか全くわからないまま、それを負担することになります。32万円です、大人になって。3倍弱、2ないし3倍です。

これは、何も計算しなくても単純な話です。補修率がおおむね45%、その負担率が3割から8割に増えた。それを1.9万人から1万人に割りかけることになる、2倍近くになると計算すれば簡単に出てくる話で、つまり結論は、建設の段階だけで見ている、将来の費用対効果を見失うこととなります。特に孫・子が大人になって税金を納める時代には、我々もいま負担した施設を彼らは2ないし3倍で維持・補修するんだというこの事実は、どうしていままで、いつも求めてもあれやこれや何もわからない云々と言って、どうして避けてきたんでしょうか。その避けた理由を教えてくださいと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

山口議員の御質問の中で、いま体育館と新庁舎に絞って将来の負担についての御質問されておりますけれど、基本的にその御質問の中で欠けているのは、現在、築42年たった体育館があります。また、築30数年以上たった、耐震基準を満たしていないこの庁舎があります。これらは、これからまたそのまま維持していくというふうな前提のようでありまして、そうするといままで以上にランニングコストがかかっていきますし、いずれまた建て替えしなきゃならない時期が来るんです。

いつかの時点でその、新しい庁舎いま建てるという計画でありますが、これが進んでいくその30年後より前に建て替えの時期がもう既に来ます。そういうとき、じゃあどういふふうな財政運営の中で、あるいは国からの起債等を活用してできるかという、いま以上に将来に対する財政負担を起すこととなります。ですから現状の、いまの財政状況の中で皆さんにもお渡ししておりますけれど、基金残高、また、実質公債費比率、これは緩やかに下がっていきます。平成32年になると、いま12.8%の実質公債費



比率が5.1%まで下がっていく。いまの事業進めていってもですよ。将来負担比率は全然生じないというそういう試算がありますので、その試算のもとでいくと、それほど後世の世代に負担をかけるという事業にはならない。ですから、山口議員とはその辺の認識が違いますのでいま御説明させていただきたいと思います。

また、この公共施設等管理計画に基づいての質問でありますけれど、計画に登載されている各施設の具体的な管理方針や維持更新費等については、実際の施設改修に当たっては、優先度の検討や財政運営面での協議を早い段階から行ったうえで、長期総合プランの実施計画や市の財政運営計画において見直し、反映していくこととしております。ですから、公共施設等管理計画は今後40年先を見据えながら、いまの状況のままでいけばこうですよというそれは御提示しておりますが、これがすべての上位計画ではなくて、市として運営していくのは毎年度見直しをしていく財政運営計画、そして10年ごとに将来を見据えて計画している長期総合計画、これらに基づいて行政は進んでいくということを御理解いただきたいと思います。

○議長

○5番

(山口金光議員)

山口金光議員。

私が質問してるのは全体じゃなくて、この2施設に関して現在及び将来的にどういう状況になるんでしょうかという質問です。ただ私は、認めてもらいたいのは、先ほどの計算でいけば一人頭の実質負担額は建設時よりも維持補修時のほうが、大改修時のほうが高くつくんですよというだけを確認しているわけです。高くつくのかつかないのかという質問だけであって、ほかの事業がどうなるかって話は私は一切聞いてないんです。あくまでもこの2件の両施設だけの考え方、または状況判断を聞いているわけです。その将来の状況の判断として言えば、特例債がなくなる、人が少なくなる、納税者が少なくなる、そういう状況下の中で建設したい今の世代が、この両施設にかけた、2つの施設にかけた金が、現在の人たちよりも孫・子の人たちが必ず増えるんでしょという、増えるということの事実を確認しているわけです。それをそうだと言うのか、そうでないと言うならそうでないという論評を示していただきたいと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

市の財政運営、これは議員が御指摘しております、将来に対する負担に関してで言いますとですね、この庁舎と体育館の問題だけがすべて、それで将来の負担につながるわけではなくして、さまざまな一般事業を含めて市全体の財政運営の中でこれらは動いていくものであります。ですから、議員御指摘のその2点だけに限って可か否かを求めるような、そういう議論はちょっと成り立たないんじゃないかなというふうに思います。

併せて、将来的に考えていきますと、いまの財政運営をしてこれを継続していくことによって将来に対する負担は少ない、少ないというか、議員が御指摘のそういうふうな懸念はないものと思っております。

○議長

山口金光議員。

○5番  
(山口金光議員)

私が主張したいのは、つまりその施設、特例債事業、みんな安いからいいじゃないかと言ってどんどんやってきてます。私は特例債事業は大いに使うべきだと思っています。しかし、それは将来にも不可欠な部分にだけです。将来不可欠でもないようなものになるのであれば、先ほど言ったように、孫・子の時代になるとそれでも全部やらなければ、維持・補修しなければならない孫・子が建設時よりも何倍かの高い負担をすることを強いてしまいますから、だからいま建設するとき金があるから、安いからだけじゃなくて、将来にも不可欠だということまでぎりぎり絞って計画を立てるべきだと私は主張しているわけです。

そのときにその誘因がなぜ働かないのかという考えでいけば、この将来、孫・子の負担はものすごく一人頭重くなるんだという認識がないから、いま必要だ、金はある、安いじゃないかと言ってどんどん建てれば、後々いまみんなが負担した、実質的に負担したものの何倍かを子どもたちは黙って払わなきゃいかんようになるんじゃないですかという、私は確認の質問をしたわけです。

従いまして、その将来のことを考えれば、将来にも必要不可欠だという見極めを持って事業は計画されてしかるべきだと思います。次いで、従って、将来不可欠なのかという効果に関して、次に質問いたしたいと思います。

まず、本庁舎に関してですが、本庁舎7,200平米というのは、いまある5,000平米に尾上の分庁舎、尾上は3,000平米あり、その下に尾上の支所約800平米があります。その残りの残余2,200を平賀本庁舎のほうに乗せたという形に、規模で言えばそうなっています。

そこで、7,200平米に本庁舎職員全員を収容して効率の良い行政をやっていきたいという趣旨で今回の事業が提案されたわけですが、それを孫・子が補修する時代に向かって、つまり、市の人口が現在3万2,000から2万1,000、旧平賀町並みの人口になった時代に、この、いま最初全員を入れた本庁舎職員がどのぐらいになっているのか。つまり、行政改革はこれから進めていくことになってるのか、行政改革はやらないということになっているのか伺います。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

行政改革は当然進めていかなければなりません。そして、その中にあって、議員が御指摘のように人口は減っていきますし、それに合わせて市役所の職員も減じていくことにはなろうかと思えます。ただ、その人口に比して職員をすべて削減できるかという、そうではありません。特に、市になってからまた出てきたやらなければならない、例えば福祉事務所の設置であるとか、いま新たなシティプロモーション、あるいは尾上地区のほうの地籍調査、地籍、いわゆる各自の面積が合っていないところがあっいままで進めてきましたが、それらのところにも人材を割く、さまざまな、いまその時代時代で対応できなければならない部署にやっぱり人材は

配置していかなければなりませんので、そう簡単な削減は、市民サービスの面を考えるとできないと思っております。

先ほど議員のほうから、合併特例債をもっと将来に向けて使ったほうがいいのではないかと、いわゆる建物じゃなくてというようなお話もございましたけれど、この合併特例債そのものは、合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政支援措置です。ですから、建設事業以外のものには残念ながらこの合併特例債は使えませんので、そこところは勘違いしないで、誤解しないでいただきたいというふうに思っております。

財政運営計画でもシミュレーションしてお示ししているとおり、今後の将来負担比率はだんだん下がっていきます。いまもゼロですし、将来もいまの予測ではゼロでありますし、実質的な財政の目安であります実質公債費比率も29年度は12.8%、これは35年度には5.1%まで下がっていくという、そういう財政運営シミュレーションのもとに現在の計画を進めておりますので、議員御指摘のように将来に対する負担に関しては、私ども十分考慮しながら、そういうふうな負担にならないようにという想定のもとに現在の事業を進めているというようなことを御理解いただきたいと思います。

○議長

山口議員、ちょっと待ってください。一般質問席での質問のときは挙手のうえ議席番号を告げてから質問してください。お願いします。

山口金光議員。

○5番

(山口金光議員)

合併して平賀町並みの人口になったとき、旧平賀町並みの規模の5,000平米の庁舎と、尾上・碓ヶ関・葛川の3分所があれば、単純に言えば必要不可欠というのはその辺りじゃないかと素人的には思いますが、いや、そのときでも7,200平米プラス3支所が要るんだという判断はどういう理由からなのかをお聞かせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

この新庁舎建設に当たっては、この支所のあり方検討委員会等を開きながらさまざま議論したうえで、いわゆる本庁舎方式にするということで決定をして、いままでそれに基づいて庁舎建設が推進されてきております。

将来的には職員の数減った場合は、現在は健康センターと本庁舎、2つを使いながら業務を行いますが、健康センターのほうには大体30人前後を予定しておりますので、本庁舎に勤務する職員が減ってきた場合、そちらのほうを吸収しながら本庁舎方式でやっていくということを御理解いただいたうえで、現在の建設計画は進めさせていただいているというふうに認識をしております。

○議長

○5番

(山口金光議員)

山口金光議員。

そうしますと、いずれにしても7,200平米というのは、将来的にはいまではない人たちによって使用していくんだという理解になりますけども、であれば、将来の孫・子がそれを補修するのは、かつ先ほども言ったように建設時よりもより高い費用負担で補修するのは、いまは使用していない別なところで働いている人たちのためにつくるんだという理解になりますけ

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

ども、そういう使い方をするんだという考え方でよろしいですか。

市長。

その御指摘は当たらないと思います。議員御指摘の健康センターに勤務する人のためにいまの本庁舎をつくるということではなくして、将来的に議員が御指摘されたように人口は、これはいろんな誘致運動というか活動はしておりますけれど、減ってまいります。自然減もありますので。

そういう中であって、役所の職員が減っても、それでも市民サービスが滞りなくできるという状況になっていけば、これは市役所の職員の数も減ってまいりますので、その場合本庁舎で対応できるように、特に、現在いま計画の中で見ている本庁舎に、じゃあどれくらいの市役所職員が入ることになるかという、いま尾上庁舎に100人ほどありますが、それらを含めて240、250人程度現在は入れるように、それでも30人ほどの健康センターに行って仕事しなきゃならない部署も出てまいります。ですから、現在のいまの7,200平米の中でぎりぎりのその想定、これは人がいるスペースだけじゃなくして、いろんな書類や、あるいは現在はパソコン等のスペースもありますし、一人当たりの職場の職員の面積を勘案しながら現在の計画で進んでいるということでございます。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

山口金光議員。

何回も繰り返すことになるのでこれ1回で終わりますけども、つまり、将来的にはどのぐらいの余裕が出るのかあまりわかりませんが、約30人程度の余裕は出るであろうということを予期して、いまのところから移してそれで完成するんだという、そういう考え方だということですよ。そうすると、平川市の職員の体制というのは、旧平賀町に比べると数十人多い、多分それを割っても数十人多い状況で各支所を置いているという、そういう状況が将来的に必要な不可欠だという判断をされたという理解でよろしいんですよ。いまの回答ではそういうことになりますけれども。

つまり、必要不可欠というのは、個々に見ていかなきゃわからないけども、でもいま見ればあと30人ぐらいは移して、それで必要な面積であるんですという説明だったと思いますけれども、それでよろしいんですか。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

何度も申し上げることになると思いますが、地方分権に伴って県からの委任事務、それから国からの委任事務等があります。ですから、人口が減ったからと言って職員の数がそれに伴って減っていくかという必ずしもそうでない部分があります。新しく必要な市民サービスのために必要な職場ってのは新しくまた出てくるという可能性はあります。ですから、将来的なことの予測はできますけれど、いまどれぐらい減らすとか、どれぐらい減っていくとか、それは簡単にはお答えできません。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

山口金光議員。

まさに予測はできないんです。従って、必要不可欠なものをどう判断するかという問題です。将来のことはいろいろ努力していくんでしょう。そ

のときの将来の予測というものに関して言えば、現在の計画は7,200平米ありき。その中で、あとは何かうまくやってみようという計画だったということになります。私が言っているのは、将来平賀町並みになったときに逆にある目標を設定して、そこにそれを建設し、孫・子にもちゃんと補修もしてもらい、高い経費ですが補修してもらい、必要最小限の行政機能を30年後も、60年後にもちゃんと確保しておく、収容できる庁舎、ミニマムな庁舎というのが求める庁舎の目標ではないかというふうに私は思います。

それは、その目標は積み上げて出てくるものではないです。それはあくまでも全体の長期の判断、それからまちがどういう状況になる、それを推計して、細かい判断じゃないはずです。つまり、人口が2万1,000人になったら、平賀町並みの5,000平米と他の支所を置くということで、どうして何が不安なんだろうかと。そこが見極められてないわけです。

私は、そこにある不安は、これから30年かけていろいろ行政改革もやりながら業務の仕方も変えながら、そこに収れんしていくべきものの目標であると私は思うんですが、そこはいま設定はできないし、しないんだという回答だったと思います。

それで、次、本庁舎は終わりました、新体育館について質問します。

新体育館については、現在、体育館を使うであろう人が15歳から64歳だという前提を設けて、その利用者がそのぐらいだろうと。それが現在1.9万人おるわけですが、体育館は現在3か所合わせて4,800平米あります。それを、将来その人口が、利用者に当たるであろう人口が将来1万人になるとき、それでも5,600平米の現在の新体育館が、面積が必要不可欠だと見積もっている根拠を一言で教えていただきたいと思います。

市長。

体育館の御質問にお答えする前に、先ほど新庁舎のことに关しましてもう一言ちょっと答弁させていただきますけれど、この新庁舎に関しては、議員は尾上庁舎を分庁舎としてそのまま使ったほうが良いというふうなお考えだと思います。ただ、新庁舎の建設に当たっては、いままで幾度となく本庁舎方式でいくということを庁舎のあり方等検討委員会、あるいは議会の中にも御意見をお聞きしながら御提示して、そのうえで進めてきているということを議員にも御理解いただきたいと思います。ですから、そのことに関しては、議員の御意見は御意見としてお伺いしておきます。

新しい体育館に关しましてですけれど、築42年ほど経過したいまの平賀体育館はかなり老朽化しておりますし、特に地下の器具庫辺りは水がたまってきている状況にあります。今回、新しい体育館を建て替えようという最初の計画の中では、大体4,000平米ぐらいで間に合うのかなというふうな計画でありました。そのときの庁内でのざっとした見積もりは16億円ぐらいでできるのかなというようなことでありましたが、いざその設計の段階に入りますととても4,000平米では足りない。じゃあどれぐらい必要なのか

- 議長
- 市長
- (長尾忠行)

というと4,000……最低ぎりぎり、さまざまなトイレ等のこともありますし、それから事務室等のこともあります。それから控室と言いますか、さまざまトレーニング室とかそういうふうなこともありますけれど、どれぐらい必要かなということが出てきたのが4,400平方メートル、これが23億円ということで昨年議員の皆さんに提示をしております。

今回、6,000平方メートルまで広がった背景には、いわゆるいまの体育館そのものも避難所として見ておりますけれど、それよりも緊急防災に対する拠点施設として、いわゆる多くの市民の皆さんが避難できる施設として国の緊急防災・減災対策債を使った場合にじゃあどういう機能が必要かということになると、廊下を設けるとか、あるいは備蓄庫を設けるとかさまざまな協議の、消防団のための会議室を設けるとか、そういうことを加えていって、しかも避難所とした場合、じゃあトイレは大丈夫なのかとか、また、マンホールトイレはどういうふうに設置するのかとか、そういうことを全部積み重ねていった中で面積が6,200平米ですか、そこまで広がって、そのことによって国の緊急防災・減災対策債を活用できるというめどが立ったので新たに提示させていただいております。金額的なことを申し上げますと、23億円から31億円まで増えましたが、この事業を使わせていただくことによって、当初は、昨年度議員の皆さんに御提示したのは、すべて市の起債で対応するというのから見ると14億円ほど市の持ち出しが少なくなるというそういう認識のもとに、いまの事業を提示させていただいております。

また合わせて、議員のほうからいまの体育館があるじゃないかという、例えば尾上体育館ありますし、武道館ありますし、平賀体育館あります。これらもすでに老朽化しております。ですから、じゃあこの、いま一つにまとめないことには、それらをまた新たに建て替えていくというふうなことになるれば、余分な負担が後世に残すこととなります。ですから、この公共施設等総合管理計画にお示ししてある量の見直し、質の見直し、コストの見直しを進めながら、現在この計画を進めているということでございます。

○議長

○5番

(山口金光議員)

山口金光議員。

いま市長のお答えのあったことがすべてです、私に言わせれば。つまり、将来の負担は軽くなります、じゃあないです。先ほど何回も言いました。建設時よりもこの減少時代、人口が減少する、それから先ほどの特別な起債ができなくなるといったときに、孫・子はいまよりも何倍か増えるって先ほど一番最初にスタートしてるじゃないですか。どんなことがあったって、この、いま19.5億に圧縮したという、つまり、さっきで言えば実負担額が、じゃあ補修のときに実負担額は幾らなんですかという質問と同じになります。間違いなくさっきの計算でいけば、2.5倍になるわけです。いま10億だって言って安いでしょと、ぎりぎり圧縮したでしょと言いますが、逆に30年後にいまの物価水準が変わらなければ、いま予測するのはど

のぐらいかかるんですかって言ったら、その45%の3分の8倍かかるんです。割るならば、一人頭でいけば2倍になるんです。計2.5倍になるんです。ということは変わらないんですよ。だからこそ、いまいろんな機能入れましたと、4,000に2,000平米の機能入れましたという、2,000の入れることに関しての判断において、それは極めて慎重でなければいけないはずだったわけです。じゃあ、その2,000平米について伺います。

いま防災機能のために種々提案されていますが、面積で言えば2,000なんでしょう、わかりませんが。いろいろ積み上げているって言うんで、積み上げはどうでもいいんですけども、そうしますと、逆にいまある施設、この計画でドーム、例えば国体開催します。重量挙げあります。ドームの真ん中、土俵の跡でやって何ができないんでしょうか。できないということが確認されているんでしょうか。そして、いま本庁舎に防災拠点設ける。それと関連して防災広報センターも設けなきゃいかんでしょう。それはいまも平賀体育館を使えばいいじゃないですか。そして、多くの被災者が出る。その被災者は、いま集会所もいろんなところでつくってるし、官民の民を見ればいろんな温泉施設もあるわけです。そういうところを使えば、もう十分使用できるじゃないか。

先ほど会議をやるために云々って言ってましたが、消防団の部隊指揮官の会議、また、部隊の待機・展開、それがなんでドームでできないんでしょうか。できないという理由をお聞かせください。

市長。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

まず、将来負担のことを先に述べられましたので、そのことについてお答えをいたしますけれど、議員の議論の中でいまあるものを使えばいいという議論でございますが、これも新しく建てる体育館の将来負担についての議論は御提示はされましたけれど、いまあるものを使うとしたら、いまあるものの維持・管理費、これがずっとかかっています。いままで以上に、古くなればなるほどかかっています。その点の御認識が抜けてるんじゃないかなというふうに思います。

そして、新たにドームとか市内にある温泉施設とかそういうのを防災の拠点として活用できないかということでもありますけれど、ドームそのものは大規模災害時の防災機能としての活用が期待できる複数の公共施設、これが一つ所にあったほうがこれは防災拠点、特にこの地域は津軽山地西縁活断層ですか、断層もあります。200数十年前に活動しております。ですから、そういう、もし万が一の大規模災害、地震等が起きた場合に市民の皆さんが避難できる、そういう大規模災害が起きた場合は、それぞれの地区の避難所では対応できない場合も想定されます。ですから、それらの想定したうえで新しい避難施設として体育館を建設したいというふうなことでございます。

また、ひらかドームにおいては、現在、地域防災計画で防災関係機関から派遣される要員や救援物資の保管等の広域防災拠点として位置付けてい

ることも踏まえ、現平賀体育館やひらかドームの現在の防災機能をバックアップしていくことを考慮した結果、新体育館への位置付けということにしたこととございます。

また、議員御提案の民間温泉施設等の老人避難施設としての活用につきましては、大規模災害時には民間施設の活用等、柔軟な対応が必要であるものと認識しております。

高齢者を含めた要配慮者に対しましては、現在39施設と福祉避難所としての災害協定を締結しており、現状では民間福祉施設と連携した体制をとっているところであります。

温泉施設等その他の民間施設につきましては、地域防災計画に基づきながら状況に応じ、管理者の協力を得ながら多様な避難所の確保に努めてまいりたいと思っております。

山口金光議員。

まさにいま、大規模災害のときにそういうものを全部使って、それから民間企業も民間施設もやっていくんですというこの回答で、私はすべて終わってるじゃないかと思うんです。何で新しくつくらなきゃいかんのですか。それほど大規模なものときにはこうやりますと言ってるわけです。それなのに、何でそうではない、最近ちょっと考えられた600人ぐらいの避難が出るかもしれないという前提なのかどうかわかりませんが、この前の新聞のあれでは600人程度の食糧を備蓄する等々、それから消防部隊指揮官云々、等々言ってますが、そんなのはもう既にドームとか現体育館とか民間の施設でも織り込み済みじゃないですか、総合計画の中で、腹案の中で。それなのに、何回も言いますけれども、4,000が2,000増える理由。しかも、人が少なくなるのに総面積が4,800よりも超えて6,000弱になる。しかも、平賀の体育館で見れば、5,000、2,700平米を倍以上にするというこれが、いろいろ積み上げたと言われても市民はわからないと思います。理解できませんよ。だって、どう積み上げたのかいちいち説明聞いても全然わからないし。単純ですよ。利用者が2万人から1万人になるとき、施設の面積がなぜ増えるんですかという、ただこれだけに。いろんな計算もあったでしょう。いろんな計算もあったでしょうけど、最終の判断がなければ。私は説明になってないと思うんですよ。

参考にじゃあ1つ言いますけども、先般の常任委員会で質問したら、年間体育施設で体育活動やってる人は約20数万人だという回答がありました。この20数万人というのは、体育施設の利用率から見ればどの程度と評価されるものでしょうか。

もう聞くのはいいんで、私が言います。20万人、使う人はいま2万人いるわけです。350日利用しようと思えば利用できる体制、状況になるわけです。つまり、700万人です。700万の利用状況に対して、最大規模、ここまでするのに20万だというわけです。簡単ですよ。7分の2掛ける10分の1です。どういうことかっていったら、1週間に土日使ってる、毎週そのよ

- 議長
- 5番  
(山口金光議員)



うな使い方が主流になってる。掛ける10分の1というのは、それは10人に1人がそういうように熱心にやってることになってる。けども、10人のうちの9人はこの利用者の中には入っていない、という単純な計算になります。それがいま4,800平米の実態なんです。その4,800平米の実態を何ら考慮することなく、なぜ体育館面積が5,600になるのかを端的に言えなければ説明にならないじゃないですか。それに31億円かけるという、どうやって説明するんでしょうか。加えて、その31億円は安いんだと言いながら、孫・子のときにはいまよりも各人は2、3倍かけなきゃいかんのだと。これはどうやっても私は理解できないし、説明できないんじゃないかなと思いますが、これはもうここで終わります。

最後に、つまり、合理的に考えれば、将来を予測し、合理的に考えれば、現有施設をできるだけうまく使って将来にも必要な不可欠とするものを建設するというのが最も合理的な考え方です。人は何か私が尾上だから尾上にこだわってるんじゃないかと言いますが、そうじゃありません。合理的なんです、それが一番。いまの私の質問の条件を入れれば。そうすると、合理的でない、なぜ答えが出るのか。その必要不可欠性を語る言わなければ出てこないというのもよくわかりません、それについて、なぜその複雑な説明しかできない、もっと単純明快、合理的な案にはなってないのはなぜなのでしょう。私は、そこを一番の問題にしたいんです。

時間がありませんので、もうこれは水かけ論してもしょうがないので、私のそういう指摘を踏まえて、私自身はその子どもたち、孫・子の時代が将来もっと産める、一人頭実質負担は重くなるという事実をしっかりとらんで、従って、将来にも不可欠でねばならないという自信を持った施設を建設すべきであり、そうであれば、その必要性不可欠だという理由がるる言うような話にはならないはずです。一言で言えるはずで、それは。本当に自信があるものであれば。それが、なぜ語る説明しなければ。で、積み上げたんです。積み上げた中身だれも知りません。理解もできません。よ、多分。でも、政治的に見たらこういうことだという判断があつてしかるべきです。単純に言えば、人が半分になるんだつたらより半分を目指していく、でもここまでしかできないんだという目標であれば、それで堂々と説明つくじゃないですか。それがこれを踏まえて、この事業の中にその合理性のない、逆に言えば、従って何か政治的な判断でその金額は決まったんだろうか、規模もなんか決まったんだろうかという疑念を持つわけです。

参考に、これは企画財政部長に伺いますが、26年度版における長期財政運営計画、これ26年度版ですので、25年度まで職員がみんなして考えて、市長が就任する前の時点で一応見積もってあつた両計画です。新本庁舎と新体育館の計画。その金額はこの時点では幾らぐらいと見積もっておつたんでしょうか。

○議長

企画財政部長。

○企画財政部長  
(須藤秀人)

26年時点での財政運営計画での体育館の金額ということですが、結論から申し上げますと、たしか16億円程度だと思いましたが。ただ、私も来てからいろいろ聞いたのには、そのときは、先ほども言ったように初期の段階で、体育館の建設で議論を始めた段階で。ですので、基本的なその算定の内訳になったというのは、本当のその当時設定した基礎単価、それと、本当に基本的な機能のそういうもののお話だったと思います。いまのような防災の話はまだ出てなかったと思います。

○議長  
○5番  
(山口金光議員)

山口金光議員。

いろいろ中身はあるんでしょう。ただ、1つだけ結論で言えば、その当時は、本庁舎は25億、新体育館は16億で見てたということです。普通であれば、市長が就任して市長がやるとすれば、私が思うにはですよ、多くの金を預かって、市民の金を預かって、いいものを安くつくらなきゃいかんと思うのが普通じゃないですか。先ほど、いろいろ見直しをしたと言いますが、それからスタートして見直しをしたと言いますが、そのときの見直しの姿勢は、この金でもっとよくなるようにしようという見直しであって、内容はただどンドンどンドンくっつけて、特例債があるからどンドン計画に上げていこうという姿勢では、普通は行政マンであつたらしないんじゃないかと思うんです。それが合理的な姿勢だと思うんです。限られた金の中で、より中身をよくしていこうという。つまり、費用対効果をより高めていこうというやり方をしたはずなのに、この4年間で見事、25億が52億になり、16億が31億になったのです。その中身はいろいろあるでしょうが、しかし、そこの中身が将来、先ほども言いましたように不可欠だという詰めきった内容のものだったんでしょうかということをもう一回、逆に言えば、もし市長の判断・指導でこれを倍増したのであれば、基本的にはそれはどう考えたものなんでしょうか。これが最後です。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、これはどういう建物を建てる場合であつても、たとえ集会所であつてもですね、いいものを安く建てるというのは基本でございます。そういう考えのもとに進んではおります。ただ、この26年度当時と建設コストが全然いま違ってまいりました。

当初、23億程度で庁舎ができるというふうな形での試算の根拠は、1平方メートル当たりの単価が、当時は39万円ぐらいでできるのではないかと、いうふうな見積もりでございましたけれど、現在どンドン上がってきておりました、近隣の新しい庁舎を建てている平米単価を見ますと、大体47～48万円から52～53万円ぐらいまで上がっております。ですから、規模的にはそんなに変わらなくてもコストが上がってきているおかげ、おかげで言いますかね、コストが上がってきているので、平米単価が上がってきているので、おのずから建設費が上がってきている。ですから、これは決して政治的判断ということではなく、庁内で議論しながら、じゃあどういふふうにして建てていったほうが一番、議員御指摘の安く合理的に、しか

もいいものをつくれるかというそういう判断のもとに建設に取り組みさせていただいております。ですから、議員御指摘のところも御意見としてお伺いしながら、今後また一步一步進めていければというふうに思っております。

(「ゼロになったけどいいですか、最後に」と呼ぶ者あり)

○議長

短いものであったら許可します。

山口議員、どうぞ。

○5番

(山口金光議員)

最後に、回答は求めません。分庁舎使用案というのは、ずっといままでもうすでに決まってやらないということで、分庁舎は使わないんだということでやってきたんだという、先ほど市長の説明がありましたので、一言だけ、議会として言わせてもらいます。

分庁舎を活用する、しない、できるだけ経費は抑えよう、それから、面積もできるだけ節約していこう、あるものは使おうということは、桑田新庁舎建設委員会委員長の統裁のもとでやった特別委員会の最終報告です。議会としては……。

○議長

短めをお願いします。

○5番

(山口金光議員)

はい。12月にそれは報告済みであって、つまり、決着済みだとか終わったものだというふうには理解しておりません。以上です。

○議長

5番、山口金光議員の一般質問は終了いたしました。

11時15分まで休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第2席、10番、原田 淳議員の一般質問を行います。

原田 淳議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

原田 淳議員、質問席へ移動願います。

(原田 淳議員、質問席へ移動)

○議長

原田 淳議員の一般質問を許可します。

○10番

(原田 淳議員)

ただいま議長より一般質問の許可を得ました、第2席、議席番号10番、新風の会の原田 淳です。

皆さんもテレビを見て知っているかと思います。平賀東中学校のソフトボール部がパナソニックの4Kテレビコマーシャルに出ていました。

一瞬、目を疑いましたが、よく見ますと、やはり当市の平賀東中学校のソフト部でした。それが4Kテレビのコマーシャルとわかるのは最後の一部分での放送で、ほとんど平賀東中学校ソフト部が映っていたことです。すごい、感激いたしました。また、11月19日の新聞に、租税教育推進に貢献したことで、黒石税務署より尾上中学校が感謝状をもらったということで、新聞に掲載されておりました。

当市の、特に小・中学校がテレビや新聞等に出ていますと、非常に気分がいい。朝とかに見れば、その日一日何とも言えない、最高の気分で見られます。そのような気持ちになりませんか、市長、教育委員長。

さて、ある小学校で来年度の入学の説明を行ったそうです。学校からの説明の中で、「トイレはほとんど和式ですので、和式トイレ使用の練習をさせてください。」と言ったら、父兄から「どこで練習させるんですか。」「学校ではいまでもまだ和式なんですか。」と、このようなことを言われたと。また、保育所で和式トイレの使用の練習を園児にさせたところ、園児は和式トイレにしゃがんで使用することができずに、最後は和式トイレの便器に座ってしまったと。

市長、教育長、そして職員の皆さん、自分の子どもを、孫をそのような学校に入学させたいと思いませんか。決してそうは思わないと思えます。入学説明会での父兄が「いまでも」と言ったことがわかるような気がします。

こうなりますと、教育環境の問題ではなく、それ以前の生活環境の問題ではないかと思っております。このようなことから、前向きな御答弁をよろしくお願いいたします。

今回で3回目の小・中学校のトイレ改修について質問することになりました。私をトイレ議員と呼んでもかまいません。教育長、トイレには神様がいます。聞いたことありませんか。

それでは、通告にしたがいまして質問をさせていただきます。

1. 小・中学校の和式トイレから洋式トイレへの改修工事について。①洋式トイレ1個に対して児童生徒数が10人台とする根拠についてでございますけれども、この件につきましては教育委員会から詳しくお話を聞き、十分納得いたしましたので、質問はいたしません。

②竹館小学校2個、柏木小学校4個、平賀東中学校4個の和式トイレから洋式とする改修工事の根拠について伺います。

9月議会において、竹館小学校2個、柏木小学校4個、平賀東中学校4個の和式トイレを改修して洋式トイレにしたいと答弁しておりました。この改修個数については、教育委員会では現場、トイレの位置の現状を確認調査し、あるいは各学校側と協議をして改修個数を決めたのかどうか。

私から各学校のトイレの現状と設置場所について説明させていただきます。

竹館小学校は3階建てになっております。1階には1、2年生の教室があり、1、2年合わせて25人、男子13人、女子12人となっており、また、体育館もあります。

1階には、和式トイレ男子2個、女子4個、共通洋式トイレ1個あります。体育館には和式トイレが男子2個、女子2個あります。2階には、3、4年生34人、男子18人、女子16人。和式トイレ男子1個、女子3個、洋式トイレそれぞれ1個ずつあります。3階には、5、6年生45人、男子24人、女子21人。2階同様、和式トイレ男子1個、女子3個、洋式トイレそれぞれ

れ1個ずつあります。全部で和式トイレ18個、洋式トイレ5個となっており、教育委員会では9月において2個改修すると答弁しておりました。

学校側では、2個改修するのであれば災害時の避難場所となっていること、また、学校の行事、学習発表会や入学式、卒業式など父兄が使用する機会が多いので、体育館にあります和式トイレ男女それぞれ2個あり、男女ともに1個ずつ、2個洋式トイレにしてはどうかと考えているようです。

洋式トイレ2個では、子どもたちがいる教室、各階での対策と言いましょうか。ふだん子どもたちが使用するであろう洋式トイレへの改修が行われないわけです。

私が現場を見た限りでは、1階部分、1、2年生の女子の和式トイレ4個を2個改修、洋式トイレとし、また、体育館のトイレを男女それぞれ1個ずつ洋式にし、さらに2階、3階にそれぞれ3個ずつある女子和式トイレを1個ずつ洋式トイレに改修していいのではないかと考えております。つまり、教育委員会の言う和式トイレ2個改修ではなく、男子1個、女子5個の計6個の和式トイレの改修が最低限必要ではないかと見てきました。

また、柏木小学校、平賀東中学校の校舎の現状について、詳しくは言いませんが、柏木小学校は2階建てとなっております。1階部分に和式トイレが男子4個、女子7個、体育館付近に和式トイレ男子2個、女子3個、2階には男子1個、女子3個の和式トイレがあり、全部で和式トイレが17個、洋式トイレが男女共用1個を含めて5個あります。教育委員会では4個改修とのことでした。

柏木小学校の現状を見ますと、1階に7個ある女子和式トイレを2個改修し、体育館のトイレを男女1個ずつ、2階に3個ある女子和式トイレ1個を改修し、男子1個、女子4個の計5個の和式トイレの改修が必要ではないかと思えます。

東中学校は3階建てで1階部分は音楽室や技術室、体育館、さらに部室があります。2階は3年生、3階は1、2年生の教室となっております。全部で和式トイレが22個、洋式トイレが6個あります。教育委員会では4個のトイレの改修としております。

東中学校全体を見ますと、男子1個、女子6個の計7個、洋式トイレへの改修が必要ではないかと見てきました。

教育委員会の言う竹館小学校、柏木小学校、平賀東中学校のそれぞれの和式トイレの改修個数、現場を見て、また、学校側と協議をして改修個数を決めたのかどうかお知らせください。

③トイレの改修の基本方針を定め、長期総合計画に載せるとしているが、大坊小学校、金田小学校のトイレ改修計画について伺います。

この間、財政運営計画が説明されまして、30年度の事業に小・中学校のトイレ改修事業が載っていました。また、31年度、32年度において松崎小学校大規模改修事業が計画され、さらに碓ヶ関小・中学校が32年度、33年度において改築、改造事業計画があり、安心していただいております。

最も古いのではないかと思われる大坊小学校につきましては、学校教育施設等整備事業に32年度から33年度にかけて大規模改造工事が計画されておりまして、私の勉強不足でした。ただ、金田小学校のトイレ改修計画がなかったわけです。限られた予算での特例債活用事業なので載っていなかったのではないかと考えております。金田小学校につきましては、新たに計画されているのかどうかお知らせください。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長  
(柴田正人)

原田議員の御質問、小・中学校の和式トイレから洋式トイレへの改修工事、竹館小学校2個、柏木小学校4個、平賀東中学校4個の和式トイレから洋式トイレとする改修工事の根拠についてお答えいたします。

洋式トイレ1個当たりの児童生徒数が20人台である学校は計3校ございます。トイレの改修に当たっては、学校に出向いて現地調査を行い、学校からも意見を伺っております。このことを踏まえまして、改修するトイレの個数は各フロアに男女1個ずつ、避難所として利用される体育館に1個の整備をすることを基本とし、整備したいと考えております。

具体的には、竹館小学校6個、柏木小学校5個、平賀東中学校7個が想定されますが、設置に当たっては関係部局と協議し、子どもたちのトイレ環境の充実を図りたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

続きまして、トイレ改修の基本的方針を定め、長期総合計画に載せるとしているが、大坊小学校、金田小学校の計画についてお答えをいたします。

教育委員会としては、大坊小学校は平成33年度に大規模改修、金田小学校は平成35年度の改築を予定しており、それを契機にトイレ環境の充実を図るよう関係部局と協議を進めてまいります。以上でございます。

○議長

原田議員。

○10番  
(原田 淳議員)

トイレの改修については、学校側と協議してこれから詰めてまいるということですので、ぜひ現場を確認し、あるいはまた学校側の意見を十分把握しながら個数を決めていただきたいとそうのように思います。

それから、金田小学校は35年度に改築計画をされるということで、一応計画に載せてあるということであれば安心していただいております。

まだこれから学校側と協議をしていくということであれば、少し教育委員会のほうに言わせてもらえば、教育委員会では、まずもって、子どもたちにとって最良の教育環境のもとでの教育を受けることができる状況をつくってやることに最善を尽くすべきでないかと。確かに改修すればお金はかかります。少し金がかかるからこれくらいで我慢してもらおうということではなく、学校からの要求、そして要望、そしてその実情、現状を見ながら教育委員会で判断していただきたいとっております。

財政課の顔色だけを伺うことなく、失礼ですが言わせてもらえば、いままでの財政課とは若干違ってきていると聞いております。いままでどうのこうのということはいません。教育委員会はあくまでも現場の実情、実態を把握して、子どもたちの教育環境をよりよい方向へと持っていくよう

頑張っていたきたいと思っております。

教育委員会の判断で、あまり金がかかるからこれくらい我慢してもらおうとすれば、学校ではどうのこうのと言えないと、私はそう感じてきました。教育委員会は、学校の現状を見て財政に要望・要求していかなければ、財政では各学校の実態がわからないわけです。財政課と理論武装して実情を訴えて、予算を勝ち取っていただきたいと思っております。

市でできる限り最高のレベルでの生活環境にしる、教育環境にしる、子どもたちに与えていただきたいと思っております。事務局長、どう思いますか。

○議長

教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（大湯幸男）

原田議員のトイレ改修、その他予算についてお答えいたします。

次代を担う子どもたちが安心・安全に学ぶ環境づくりは、教育委員会としても第一に取り組まなければならないと考えております。その実現のためには、学校現場の意見を十分に聞きながら事業の優先度を考慮し、財政協議してまいります。以上です。

○議長

原田議員。

○10番（原田 淳議員）

現場とよく話をして、安心・安全第一を考えていきたいと。また、最高のレベルでの教育環境をつくっていただきたいと思っております。

それからですね、文科省の補助事業、最高で400万、金額は少ないが、1校ですべての和式トイレを洋式へと変えないと補助金は交付しないと、9月議会において教育委員会で答弁しておりました。このようなことからわかるとおり、国では、国でも和式から洋式へとすべて変えるべきであると言っているわけです。教育長。

ある水道業者の方に聞いたところ、ここ20年くらい前からは和式トイレを設置する家庭はないと。ただ、数年前に、年配の方が絶対和式でないとだめだと言われたので取り付けたら、1年もしないうちに洋式トイレに変えてしまったと、このようなことを言っていました。

日本のトイレの快適さは世界でもトップであると言われております。まずもって、ウォッシュレット、温水、温風は出るし、便座は暖かい。ドアをあけると便座のふたが開く、自然に。音楽は流れるし、いまやこれが普通の便器になってきています。

このような時代に生まれた子どもたちに、いまだに和式トイレを使用しろということ自体が無理であると。これから当市を担うであろう子どもたち。私たちが、そして行政でできることであれば、多少お金がかかっても子どもたちのためにお金を使うことになれば、市民は何も言いません。ぜひ小・中学校のトイレをできる限り早く、多く洋式化してほしいと思っております。このことについては答弁はおりません。

2. 買物弱者について、①買物弱者（高齢者）の把握について。皆さんもよく買物弱者、あるいは買物難民という言葉を目にすると思います。全国的な人口の減少や少子高齢化、過疎化が進み、さらには郊外型の大型ス

ーパーの進出で地元小売業の廃業、また、中心商店街が衰退に追い込まれていく一方、自動車や路線バスといった移動手段がない、あるいはあってもきわめて不便な状況に置かれている方々にとって、郊外の店舗に買い物に出かけることが困難となってきたらと思っております。また、町会では、病気や足腰が弱くなったため日常の買物に行くことに支障をきたしている高齢者も多いのではないのでしょうか。

農林水産省は、「生鮮食料品店までの距離500メートル以上かつ自動車を持たない人を買物弱者、あるいは買物難民」とし、特に高齢者の方が多いとしております。

当市においても、65歳以上の高齢者は1万人を超え、全体で31%以上となっているのではないのでしょうか。その高齢者ということについて、若干触れます。

今年の1月の東奥日報に掲載されておりました。その内容は、現在65歳以上とされている高齢者の定義を75歳以上に見直し、前期高齢者65歳から74歳は「准高齢者」として社会の支え手ととらえ直すよう求める提言を日本老年学会が発表しております。

医療の進歩や生活環境の改善により、10年前に比べ身体の働きや知的能力が5歳から10歳は若返っていると判断しております。活発な社会活動が可能な人が大多数を占める70歳前後の人たちの活躍が、明るく活力ある高齢化社会につながるとしています。

当市においても、60代、70代、特に農家の方々は第一線で働いている人が数多くおります。余談ですけれども、こういう川柳もあります。「70歳 オラの村では 青年部」。

さて、当市において75歳以上の人口は約5,300人、全体の16.8%となっているようです。

そこでお聞きします。75歳以上の夫婦だけで暮らしている方々、あるいは一人暮らしの方は何人いるのかお知らせください。そして、この方々の中で買物弱者、買物難民と思われる方々は何人で、また、その地区別あるいは町会別がわかれば教えていただきたいと思っております。

②買物弱者の方々への対策についてでございます。高齢な夫婦だけで暮らし、あるいは一人暮らしの方々にとっては、先ほども言いましたが、食料品スーパーが500メートル以上離れたところにあるとなかなか歩いていくことが困難なうえ、さらには車を持っていないとなれば、高齢者では徒歩で往復1キロ20分から30分以上かかるのではないかと思います。

さらに、真夏の炎天下での買物、また、これから冬季期間での買物、「冬の買物難民」という言葉もあるそうです。500メートル以内に店があっても、雪道を歩いていくのは足腰が弱くなっている高齢者に気の毒で、吹雪のときはなおさらです。

買物弱者、買物難民をどう支え、目配りしていくのか。他市町村とともに、当市にとっても共通の課題ではないかと思っております。このことに



について、市ではどのような対策、対応を考えているのでしょうか。

他市町村の取り組み事例を若干紹介します。まず、今年の6月26日に建設経済常任委員会で南部町に所管事務調査に行きました。町の支援事業として「達者村宅配サービス」を行っています。東奥日報にも「高齢者の買物宅配」と大きく報道されておりました。

その内容を見ますと、南部商工会が町の委託を受け、買物が困難な高齢者を支援する「達者村宅配サービス」を行ったと。食品や雑貨などをカタログで選び注文すると、決められた配達日に自宅に届けてくれる。この事業費は年間1,600万。国、県から1,000万の補助で対応しているようです。

また、五所川原市の七和地区でつくる地区活性化協議会が、日常の買物に困る高齢者ら買物難民の解消に向け、県民生活協同組合と共同で移動の販売の運行を今年、先月ですね、11月13日に始めました。

地区活性化協議会が生協側に提案したもので、協議会は国の補助金を活用し、一人暮らしの高齢者の安否確認や見守り活動に取り組むとしております。地区の協議会が立ち上がったの事業、この活動は素晴らしいと思っております。

今年に入り、弘前市ではセブン・イレブン・ジャパン、それからイトーヨーカ堂と地域の高齢者を支援する「弘前市安心安全見守りネットワーク事業」の連携協定を結びました。高齢者への宅配で訪ねた世帯への見守り活動を行い、異変を察知した際には市と連携して対応するとしております。

宅配と言えば、むつ市では、ふるさと納税の返礼品に高齢者などの見守りサービスを日本郵政と連携し、市内の郵便局員が月1回高齢者宅を訪問、生活の様子を見、聞き取りをするとしております。日本郵政と協定締結を経て、いまの12月中旬から始めるそうです。

以上、事例を挙げましたが、いずれにいたしましても避けて通れない、身近な大きな問題ではないでしょうか。当市においてもかなりの数の買物弱者、買物難民はいると思います。この方々をどのような方法で支えていこうとしているのか、お知らせください。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長、答弁願います。

原田議員御質問の、買物弱者についての御質問にお答えをいたします。

買物弱者の把握についての御質問につきましては、健康福祉部長に答弁をさせます。私からは、買物弱者への対策についてお答えをいたします。

当市では、高齢者が在宅で生きがいを持って暮らすことができるよう、医療、介護、予防、生活支援、住まいを一体的に提供する地域包括ケアシステム構築の一環として、買物代行、見守り、安否確認などの生活支援サービスの充実を目的として、「生活支援体制整備事業」を実施しているところであります。

今年度は、「支え合いの地域づくり意見交換会」を地域住民を対象に市内26か所で開催しております。高齢者のニーズ把握や生活支援の担い手となる住民ボランティアの掘り起こしを行うとともに、高齢福祉関係の事業所

と買物代行等生活支援サービスの業務委託について協議を進めており、来年度からのサービスの提供を予定しております。

また、当市の社会資源として、生協や農協の食材の宅配サービスが市内全域をカバーしており、希望すればだれでも宅配サービスの提供が受けられる状況にあります。加えて、当市においては平成26年12月1日付で、生活協同組合コープ青森、津軽保健生活協同組合と「高齢者等見守りの取り組み」に関する協力協定を締結しております。

高齢者や障害者宅への食材等配達時に異変を感じた場合、市の地域包括支援センターに連絡がくる仕組みとなっております。

既存の社会資源を活用しながら、買物代行等生活支援サービスの充実に努め、買物弱者への支援を行ってまいります。私からは以上です。

○議長  
○健康福祉部長  
(小林留美子)

健康福祉部長。

私からは、買物弱者の把握についてお答え申し上げます。

平成29年3月31日現在の住民基本台帳によりますと、当市の75歳以上の一人暮らしの高齢者は1,258人、地域別で申し上げますと、平賀地域が729人、尾上地域が342人、碓ヶ関地域が187人となっております。75歳以上の夫婦のみの世帯等、高齢者のみの世帯の人数は1,100人、地域別では平賀地域が662人、尾上地域が273人、碓ヶ関地域は165人となっております。

国において、各省庁によって買物弱者についてのとらえ方が少しずつ違っておるところではございますが、当市では今年の5月から6月にかけて第7期介護保険事業計画策定の参考とするために、65歳以上の介護サービスを使っていない高齢者、いわゆる元気な高齢者1,000人を対象に、地域の中で自立した日常生活を送るためにはどのような生活支援が必要なのかというアンケート調査を行いました。その結果、「手助けしてほしいことについて」という設問に「買物代行」とされた方が40人おられました。

これに高齢者の人口を勘案いたしますと、市内の買物弱者と言われる方の人数、少なくとも449人、地域別で申し上げますと、平賀地域が284人、尾上地域が134人、碓ヶ関地域では31人と推計しているところでございます。

○議長  
○10番  
(原田 淳議員)

原田議員。

30年度において買物宅配を考えていきたいというふうに市長は言っておりました。また、包括支援センターにおいていろいろな支援をしていきたいということでした。

さらに部長からは、買物弱者と思われる方が全体で449人ぐらいいるのではないかということのようです。その方々を含めましてですね、これ75歳以外になりますとさらに多くなるような気がしますが、そうなるのでしょうか。

○議長  
○健康福祉部長  
(小林留美子)

健康福祉部長。

今回の調査は65歳以上のような形でございましたので、例えば、残念ながら若くして健康を害された方等いらっしゃれば、その分については若干増えていくのかなというふうには考えております。

○議長  
○10番  
(原田 淳議員)

原田議員。

今回65歳以上ということで、449人の方がそういう買物弱者、買物難民の方ではないかというふうにとらえているようです。

これはちょっとまた他市のことなんですけども、秋田県の仙北市ではですね、公道、公で昨年の11月に12人乗りバスを使った自動運転の実証実験を行っています。ハンドルやアクセルが付いていないバスが、センサーなどで周囲の状況を把握しながら設定されたコースを走りきったと。

仙北市の市長は、「無人バスなら人件費を抑制でき、過疎地での有力な地域の足となり得る。2020年ころには日常的に走っている光景を実現したい。」と期待を膨らませています。安倍首相も今年の2月の16日の会議で「2020年までに運転手が乗車しない自動走行によって、地域の人手不足や移動弱者を解消する。」と宣言しております。

このような先進的な対策と言いましょうか、このようなことも、他市ではもう既に取り組もうとしております。

いま福祉部長からだけの答弁でしたけれども、これ福祉部だけの問題なのかどうか。高齢者、介護となれば、これは福祉部ですが、買物弱者、買物難民となれば、また少し違うのではないかと考えております。

当市において、市内全域を考えた場合、広範囲において、先ほども言いましたが、買物弱者、買物難民がかなりいるのではないのでしょうか。ぜひ早い機会から対策・対応を検討していただきたいと思っております。市長、一言だけお願いします。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

買物弱者、買物難民について、原田議員のほうからほかの県、あるいはほかの市の事例を提示されながら御質問がございましたが、今後高齢化が進んでいく中であって、買物弱者、買物難民ってのは出てくる可能性っていうのは否定できませんし、ずっと出てくる可能性は高いです。

いま市で行おうとしている生活支援サービス、また既存の、いわゆる宅配の食事サービスの方々を活用しながら、それはカバーできないというところが出てきましたら、そのことについては今後どういうふうにしていくか考えてまいりたいなというふうに思っております。

○議長  
○10番  
(原田 淳議員)  
○議長

原田議員。

ぜひ早い機会から取り組んでいただきたいと思っております。これで私の質問を終わります。

10番、原田 淳議員の一般質問は終了いたしました。

昼食等のため、13時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

第3席、15番、工藤竹雄議員の一般質問を行います。  
工藤竹雄議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。  
工藤竹雄議員、質問席へ移動願います。

(工藤竹雄議員、質問席へ移動)

工藤竹雄議員の一般質問を許可します。

ただいま、議長から一般質問の許可を得ました、第3席、15番議員の工藤竹雄であります。通告のとおり、順次質問項目及び要旨について、簡潔明瞭な御答弁をお願いします。

まず、第1の質問は普通財産の活用について、①旧猿賀保育所跡地の活用について。

平川市猿賀遠林にある旧猿賀保育所跡地について、現在は樹木が数本と二宮金次郎像の記念碑及び秩父宮殿下御休憩記念碑があり、地域の足跡を示すものであるが、この土地を少子化対策の一環として宅地分譲に活用する考えはないのか。また、今後、当市が利用、運用するなどの利活用構想等を市長に答弁願います。

②二宮金次郎像の記念碑について。旧猿賀小学校に建立された二宮金次郎の百年記念頌徳碑は、昭和30年12月15日に建設、跡地に放置されたままであり、猿賀小学校が平成32年度完成・改築されるのを契機に、子どもたちへの教育の一環として新校舎へ移設するべきと思うが、教育長の御見解をお伺いします。

③秩父宮殿下御休憩記念碑について。旧猿賀保育所跡地に建立されている秩父宮殿下御休憩記念碑は、昭和10年11月25日に建設、文化財や史跡ではないが、地域における宮家の足跡を示すものであります。建立されてから82年以上経過し、損傷及び倒壊なども充分考えられることから、記念碑の保存・取り扱いについてどのように考えているのか、教育長の答弁を求めます。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長、答弁願います。

工藤竹雄議員の旧猿賀保育所跡地の活用についての御質問にお答えをいたします。

旧猿賀保育所跡地については、平成13年に2区画を宅地として売却しております。残地は、御質問にあります記念碑等を設置していることに加え、一部を市道として整備する計画もあり、保有しておりました。

平成25年に中佐渡学校線を整備したことにより、現在はこの土地を市道として整備する必要がなくなったことから、記念碑の移設について地元町会など関係機関と協議したうえで売却すべきか検討してまいります。

また、この土地の利活用構想については、面積が約480平方メートルと小さく、現在のところ、公共施設用地としての利活用構想はございませんが、地元町会などによる土地利用も考えられることから、地元町会の意向を確認したうえで対応してまいりたいと思います。私からは以上です。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長  
(柴田正人)

工藤議員の御質問、二宮金次郎像の記念碑についてお答えいたします。  
二宮金次郎像は、現在、小・中学校13校中、小学校4校へ設置されております。全国の設置状況を見ても、まだ二宮像は学校に設置されており、新たに座って本を読む像を建立している学校もあります。しかし、一方では、最近のスマートフォンの普及により歩きスマホの行為につながり危険だという意見も多くあります。

跡地にあります二宮金次郎像の記念碑は、地域の数多くの方々から寄附を募り昭和30年に建立され、子どもたちに勤勉、努力の積み重ねが大きな成果に結びつくという教えを語り継いできたものと認識しております。

教育委員会としては、地域住民が学校に寄贈された事実をあらわすものであることから、現状あるいは旧猿賀小学校敷地内に保存が望ましいと考えております。しかしながら、移設することになった場合は、現在、二宮金次郎像は市が管理していることから、関係部局等と協議してまいりたいと思っております。

続きまして、秩父宮殿下御休憩記念碑についてお答えいたします。

秩父宮殿下御休憩記念碑は、昭和10年に秩父宮殿下が小国地区での軍事演習からの帰路の際、猿賀尋常小学校にて休憩され、昼食をおとりになりました。そのことを光栄に思い、その記念と後世に伝えることを目的に、地域の多くの方々からの寄附により建立されたものであります。

秩父宮殿下は昭和天皇の弟宮で、スキーやラグビーなどスポーツの振興に御尽力されたことから「スポーツの宮様」として広く国民に親しまれ、秩父宮ラグビー場や秩父宮記念スポーツ博物館に宮号を遺しております。

教育委員会としては、地域住民によって建立され、貴重な記念碑であることから、現状あるいは敷地内での保存が望ましいと考えております。

しかしながら、先ほどの二宮像と同様に、記念碑は市が管理していることから、移設することになった場合は関係部局等と協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長  
○15番  
(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

①、②、③、これ全部関連しますので、一番の大きいことは普通財産であるということ。ということから総括質問、市長にお願いしたいと思いません。

現状を見てのように、特にイチョウの木が2本ございます。異様におおう銀杏、そして隣接等に飛散する落ち葉、非常に悪影響を与え、管理義務を果たしているのかどうか、私、これ一つ責任を問いたいとそのように思いますが、どうでしょう。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

市長。

いま工藤議員から旧猿賀保育所の跡地にあるイチョウのおいと葉っぱについて御質問がございましたが、現場を見させていただきまして、非常に大きなイチョウの木があります。隣にリンゴ園、果樹園がありますので、そちらのほうに影響を与えているということは否めないものとは思ってお

ります。

ただ、この普通財産の利活用につきましては、さまざまな観点から利活用していくということでありますので、これは木を切っていただきたいという、イチョウを、御要望があればまた対応を考えていきたいというふうに思います。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

先ほどの跡地のこれについては、いままでの経緯は私、十分知っております。ということは、いわゆる猿賀公民館、いま名前変わっておりますけれども、あそこに入らないんですね。

いま現在入っているところの道路は会社の土地だったんです。それを買って、舗装して中佐渡に抜けたと。そのとき、先ほど市長答弁いたしました機械置き場あります。あれから真っすぐに出る計算もあったんですよ。そういうことで、私、そこそうしていただきたいということでやってもらった経緯がありますので全部理解してはるんですけども。

ただ、地元の町会の対応というふうなことの答弁あるんだけど、ただこの普通財産の土地とか上屋にある2つのこの建立石碑は、じゃあこれだれのものか。60年以上も経過していることを考えた場合に、法的には管理義務は行政にあると私はそのような見解をしてはるんです。ですから、私は行政で判断してもいいのではないのか。60年以上もたってね。せっかくいい場所、これをやっぱり少子化、これからの人口を増やすための一つの大きな私は土地であるとそういうふうに思ってますけども、市長、どうでしょう。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

普通財産に関しましては、行政のほうに責任があるわけですから、それは行政のほうでもまた判断していかなければならないと思っております。

普通財産には用途廃止した土地や先行取得した土地などがございます。市有財産の有効活用は、行政改革大綱で将来的に利用が見込まれない遊休財産のうち処分が可能な財産は積極的に売却し、その他の財産は遊休化を防ぐために貸付け等を行うことなどをしております。

こうした方針に基づき、旧猿賀保育所跡地の有効活用を進めてまいりますが、二宮金次郎像や秩父宮殿下御休憩記念碑については、設置者や地元町会など関係機関と、旧猿賀小学校敷地内での移設の可能性を含めて協議を進めたいと考えております。

○議長

工藤竹雄議員、議席番号も次からお願いします。

(「ちょっと待ってください。ここに座るとき議席番号いらんじやないですかということで……。最初やればいいでしょ」と呼ぶ者あり)

○議長

暫時休憩します。

午後1時13分 休憩

午後1時15分 再開

- 議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。
- 先ほどの工藤議員の発言ですが、質問席について議席番号を述べて、「議長、何番。」って1回言ったら、次は挙手のうえ「議長。」だけでいいと思いますけど、皆さん、それでいいですか。
- （「続行」と呼ぶ者あり）
- （「反対」と呼ぶ者あり）
- （「いいと思いますって、やっちゃえばそれで」と呼ぶ者あり）
- 議長 じゃあ、そのようにしたいと思いますので、質問席に着いたら2回目からは「議長。」だけでいいです。どうぞ、工藤竹雄議員。
- 15番  
（工藤竹雄議員） 先ほども言いましたけどもね、やっぱり60年以上たってるということは、当時の建てた人たちももう亡くなっている可能性ってのは十分あるんですよ。いま現在やってる町会の役員とかそういう人たちだけだと思うんですけども、本当に有効活用をしていただきたいと。そこで石碑2つあるおかげで、それが分譲できないんですよ。
- 私は先ほども言ったように、できれば金次郎さんはこれからの小学校、秩父宮のこれについては、いまの交流館あるどこかの隅でもね、そこちょっと移動するだけのことであるんで、その点十分考えていただきたいとそう思います。
- それで、平川市にはこの文化・史跡に指定されていない石碑の保存、取り扱いはだれか。さっき答弁したように、これは当然市長だと思うんですけども、万が一この事故などの管理責任はだれが負うのか。お願いします。
- 議長 市長。
- 市長  
（長尾忠行） 市有財産の中で事故が起きた場合ということになると、やっぱり最高責任者である市長になろうかと思えます。
- 議長 工藤竹雄議員。
- 15番  
（工藤竹雄議員） そうすると地元の、仮にね、地元のこうしなくてならないんでごに置かなくちゃならないんだと、そういうようなことでも、地元がそうであっても管理責任は行政で取らなくちゃならないということになると思うんですけども、町会に取らせるわけにはいかないでしょ。その点どうですか。
- 議長 市長。
- 市長  
（長尾忠行） 先ほど申し上げましたとおり、市長の責任だというふうなことで認識をしております。
- 議長 工藤竹雄議員。
- 15番  
（工藤竹雄議員） 参考までに、この巡幸経路を簡単に説明いたします。明治14年、天皇のこの馬車、馬車ってしかられるな、青森からスタートしまして浪岡、それからこれ本郷、竹鼻、高館、十川、ずっと黒石に入って、それから追子野木、高木、尾上、猿賀、八幡崎、日沼、それから弘前に入っていると。そういうようなことであります。
- その中で、正規に認定されている当市の史跡、これは私のとこの八幡崎

にございます八幡崎馬耕伝習所であります。馬の耕す、伝える、習う所。一種のこの馬耕、昔、馬で耕したと思うんだけど、その一種の、普通でいくと演習所みたいな校舎ってばおかしいんだけど、そういうのあるんですよ。これが唯一の市の史跡になってるんです。

これがね、昭和9年11月1日をもって文科省の史跡に認定されたと、こういうふうになっております。そのときに教習所において休憩され、そして若干地元の人と話しながら何だかんだということで、そこで休んだ建物もあるんですよ。間口二間、奥行四間、床面積八坪と、玉座とこう名前、陛下ですからね。そういうふうになって、猿賀のどこだかわからないけども清水から水運んだと。そういう水運んで、それでお茶を飲んだと、そういうことであります。

そういうことで、いま見えてるのもそうですけども、先ほどの秩父宮の関係もございます。そうした石碑の、私は調査しておく必要があるなど。私も平川市でどのぐらいなのか、ちょっと私わかりませんので。

いずれにしても、管理義務が市にあるということであるならば、何基、何基ってばいいのかな、何基であるのか、それ十分把握していただければとそうように思っておりますので、これは要望ということで終わります。

第2は農業基盤整備促進事業について、特に農作業道未舗装、唐竹・八幡崎について、市長に答弁を求めます。

唐竹地区は、舗装部分の破損及び未舗装区間等、地区エリア内中心に整備すべきと思うが、考えを示してもらいたい。また、広船地区エリア内と比較するに、農作業道は大きな格差間が生じていることから、国・県の事業はないのか、受益者負担が発生するのか考えを示していただきたいと思えます。

次に、平成25年度に八幡崎地区の農作業道を農業基盤整備促進事業で舗装しているが、その付近に未舗装区間があります。この区間は幹線的な路線であるので、ぜひとも舗装していただきたいと思えます。以上、市長、答弁願います。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

工藤議員も御承知のとおり、農作業道については、町会要望を受けて、その道路路面状況を確認し、緊急性の高いところから地域バランスを考慮したうえで事業を実施してきております。

詳細につきましては担当部長より説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長

経済部長。

○経済部長

(西谷 司)

まず、議員御指摘の農道整備の件について御説明いたします。

近年、広船地区の内山小舟農道、沖館地区の沢田農道を整備した経緯がございます。この2路線は、県営事業として用地を受益者が無償提供することを条件に実施いたしました。同じように、唐竹地区においては、唐竹薬師沢・樋の沢地区からの要望により、農道整備に向けて県と協議した経



緯がございます。しかしながら、受益面積が少なく、費用対効果が低いという理由から不採択となったものであります。

このことから、それぞれの地域の実情に応じた補助事業の導入をして、農道整備を行ってきたものであります。

次に、今回議員から御指摘のあった八幡崎地区の未舗装農道であります。本区域は平成25年に国の農業基盤整備促進事業を活用し、猿賀工区と合わせ1,038メートルを整備いたしました。路線の決定においては、猿賀工区と八幡崎工区の樹園地内農道を整備することとして実施されたものであります。

市全体で事業配分するうえで、すべて要望どおりとならない箇所もありますが、今後、国の経済対策が実施されることになった際には、その候補地として検討してまいりたいと思っております。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

私、唐竹地区には桑田議員もおりますので、桑田議員のほうが一番わかると思うんですけども、ただ、やっぱり広船と比較するとね、ものすごく違うんですよ。私も選挙やるために山に上がったりなんざりします。そういうことを考えると、市長は格差間の問題っていうのはすごく強調するんで、やっぱりそういうふうを考えていただかなければならないと。ですから、県営の事業であろうが、国の事業であろうが、これ一生懸命お願いして、何とかやっていただければな。ただ、唐竹地区だけじゃないですよ、その周辺も同じことですよ。広船だって広船地区じゃなくてその周辺もまだ比較した場合には唐竹のほうが劣るということですからね。その点、十分考えていただきたいと思っております。

それで、私の地元のことについては、国の対応策が出たらやると。それでは私困るんですよ。市長もわからない部分あるんですけども、当時25年に舗装したときに、国のこのお金、基盤整備分、お金使いました。中佐渡、猿賀、八幡崎地区。その余った部分をいま現在未舗装の部分、やる予定だったんですよ。いま正直私、経緯話しますけども。140万ぐらい余ったんですよ。残金が発生したんですよ。それで、私はそのときの担当部長から相談された経緯がある。その内容は、「不法投棄撤去費用がなく、何とかその残金を運用させてほしい。」と。これ高木のどごだっていうような話。前の担当に聞けばわかると思っておりますけどもね。それで私、承諾したんですよ。そのときの約束が「継続して、残り部分をやりますよ。」って。これが本当の経緯、約束なんですよ。だから私は、国のお金来ても、間に合うわけじゃないからもっと早くやれっていうような。だから自主財源でやる以外ないだろうと。

もう一つはね、町会の要望に対して市長言いました。私の町会でも要望出しています。ただ、私も一般質問過去にやりました。ですから、いまうちのほうで、町会で下げたような話も聞きました。でも私、これについてはずっといままでも質問してきておりますので、町会から上がってこない

からって議員の質問に答えられないのも、これもおかしい話だと私は思うんだよね。その点、市長、私これ約束があるんですよ、現実には。どう考えますか。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

議員御指摘の、工藤議員と市との約束ってのが存在したのかどうか、そこら辺は私も把握しておりませんので、それはいろいろこれから調査してみたいと思います。

農道の格差間的なことについても言及がありましたのであれですけど、これは、いわゆる農業振興を図るうえで農道整備ってのは非常に大事だというふうに思っております。ただ、唐竹地区も何か所か、2か所かな、農道整備の要望がありまして、検討した結果、国の基準である受益面積に達しないということで断念した経緯がございます。農道の路線を変えて受益面積を多くした場合、可能性があれば実施をすることはやぶさかではございません。

○議長

工藤竹雄議員。

○15番

(工藤竹雄議員)

そういう点も、いろんな問題あったにしても、これから何とか努力していただきたいと。私の地区については、市長わからないんです。ただ、わからないから私がいままでの経緯を言っただけのことであってね。私の経緯を市長が理解してくれるものと私はそう思っています。でも、やってくれるかしてくれないかは後でまた交渉したいとそのような思いもしておりますので、よろしく願いして、第3にいきます。

第3は、高齢者世帯の除雪支援について。

冬季の除雪について、特に高齢者にとっては大きな負担となっているほか、地域によっては排雪場所の確保についても苦労している現状があります。

自力での除排雪が困難な方に対する支援としては、社会福祉協議会の小規模除排雪事業（選択事業）などがあり、少額ではあるが、利用者負担を求めて実施しています。また、町会によっては、独自に除排雪や屋根の雪下ろしを町会負担で実施しているところもあります。

地元に残る人や地域活動に参加する人が年々減少している中でも、みずからが住む地域を自分たちの力で守るために取り組んでいる町会、そのような町会に対し支援する考えはあるのかどうか。また、超高齢化社会の傾向から、行政と社協が連携しながら除雪支援対策等を講ずるなど、利用者に負担を求めない、さらなる計画があるのかどうか。市長に答弁を求めます。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

(長尾忠行)

工藤議員から、雪に関する諸問題に取り組む町会に対して市として支援を行う考えはあるのか、また、社会福祉協議会と連携した除雪支援対策を講ずる計画はあるのかとの御質問であります。平川市社会福祉協議会が実施している小規模除排雪事業は町会ぐるみによる除排雪の取り組みで、

平成28年度は31組織が実施していると伺っております。

また、町会または町会を主体とする福祉組織がボランティアを募るなどして除排雪を行う本事業は、議員が御指摘のとおり、みずからが住む地域をみずからの力で守る取り組みでもあります。また、これらの支援を受けず、町会独自に同様の取り組みを行っているところもあると認識しております。

地域における雪対策については、これまで同様、社会福祉協議会の事業も活用いただきながら、地域の助け合いで対応していただきたいと考えております。

なお、市が町会活動を支援する事業として、コミュニティ育成事業奨励金がございますが、この中において、雪対策にかかわる分を支援できないか現在検討を進めているところであります。雪対策と言いましても、高齢者世帯の除排雪、除雪後の雪置き場の問題など、地域における状況や課題もさまざまであるため、できる限り地域の実情に即し、柔軟に対応できるよう努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長

○15番

(工藤竹雄議員)

工藤竹雄議員。

助け合いで、私も個人的には周りの何軒かは除雪手伝いをしております。しかし、ほとんどまたそれをやっている方々っていうのは、正直言って70歳以上なんですよ、正直言ってね。71歳の住宅、一人暮らしもある。それをまた元気な70歳以上の方が応援してるということは、やっぱ若い人もね、やっぱなかなかうまくいかない部分もあるし、本当は除雪もうまくやって、本当にこの支援対策というものをビシッと計画していただければ一番いいなとそういうふうに思っていますし、ただ、機械で私も飛ばしているけども、飛ばす場所がない。そうすると難しい問題も生じるってあるんですよ。みんな屋敷が大きいのであればその中で一たんためておいてね、1週間後、10日後でもまた排雪というふうなことは考えられるんだけども、そういった場所もないというのも現実なこともありますので、できればそうした普通の除雪でもできるだけ空き地だったらお願いして、そこに一たん置くとかね。それについては、若干なれども補償ってばいいか、何らかの関係は地主には払うことも必要だと思うんだけども。その点も考えて、いわゆる高齢者世帯の除雪支援っていうのも考えていただきたいと、そう願って質問を終わります。

○議長

15番、工藤竹雄議員の一般質問は終了しました。

13時45分まで休憩します。

午後1時35分 休憩

午後1時44分 再開

○議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

第4席、4番、長内秀樹議員の一般質問を行います。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内秀樹議員の一般質問の方法は、一問一答方式です。

長内秀樹議員、質問席へ移動願います。

(長内秀樹議員、質問席へ移動)

長内秀樹議員の一般質問を許可します。

傍聴席の皆さん、インターネットのユーチューブでご覧の皆さん、市長を始め本日御出席の皆さん、改めてこんにちは。議長より一般質問の許可をいただきました、本日最後の質問となります第4席、議席番号4番、誠心会の長内秀樹です。

インターネットのライブ中継でご覧の皆さん、今議会よりタブレットの導入がされました。本県においては、八戸市、青森市、五所川原市に次いで4例目となります。議会でのペーパーレスはもとより、持ち歩けることから、より正確な情報を市民の皆様へ御提供できるかと思えます。微力ですが、さらなる議会の活性化と市民の幸せ、市政の限りなき発展を願い、通告にしたがいまして、一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

最初に、1. 映像機器の導入についてであります。その中でも今回はドライブレコーダーと防犯カメラの2点に絞ってお伺いします。

①ドライブレコーダー設置についてであります。

今年6月、神奈川県大井町の東名高速道路に停止中のワゴン車が大型トラックに追突され、夫婦が死亡、子供2人がけがをする事故が起きました。手前のパーキングエリアで車のとめ方を注意されて腹を立てた男が高速で追いかけて、幅寄せやあおり運転などを繰り返してワゴン車を追い越し、車線に停止させ、乗車していた夫を車外に引きずり出したところにトラックが突っ込んだ事故です。この際、高速で追いかけて、幅寄せをした行為がドライブレコーダーに記録され、事故の内容が判明し、ドライブレコーダーの必要性が認識されました。

ちょっと長くなりましたが、このドライブレコーダーの設置目的、大きく分けて2つあるかと思えます。1つが交通事故及びトラブル発生時における事故責任の明確化、2つ目が運転者の安全運転意識及び運転マナーの向上だと言われています。

そこでお伺いします。平川市が管理する公用車や外部へ委託しているスクールバスなど、ドライブレコーダー設置の状況と設置の方針、また、近隣市町村で公用車での設置の状況や方針や考え方、こういうものを示している自治体があれば、その内容についてお知らせください。

次に、②児童生徒を見守る防犯カメラの導入についてです。

最近では犯罪捜査の決め手となることや、カメラの低価格化、さらにはワイヤレスや夜の闇でも見られる暗視カメラ、画質の高品質化など、性能の向上からいろいろな場所に防犯カメラが取り付けられ、犯罪の抑止効果につながっています。

また、防犯カメラが設置されるべき場所については、さまざまな意見があるものの、大半は子どもだけで行動するような場所として、第一に学校、

そして通学路、公園などが挙げられ、さらには、治安のためのスーパーやコンビニ、金融機関、ATM、そして駅、駅周辺、こういうデータが報告されてございます。

このように、防犯カメラの設置が当たり前の時代になりました。本市の最初に取り付けるべきと言われている小・中学校での防犯カメラの設置状況と防犯カメラに対する市の考え方、方針についてお伺いします。

次に、③ドライブレコーダー及び防犯カメラ設置及び管理運用に関する要綱についてであります。

防犯カメラなどで撮影された画像は、その取り扱いによってはプライバシーの侵害のおそれがあるため、どこにでも防犯カメラを設置し、撮影してよいというものではありません。そこで、設置は防犯効果が発揮され、かつ不必要な画像が撮影されないように撮影範囲を設定し、撮影場所、撮影方向、設置台数を定めるなど配慮が必要と思われまます。

本市において、画像に関しての運用要綱はあるのか、また、未整備の場合は早急に整備し、要綱を作成すべきと思いますが、市の見解をお伺いします。以上、1番目の映像機器の導入状況についてお伺いするものであります。

○議長

市長、答弁願います。

○市長

長内議員の映像機器の導入状況についての御質問にお答えをいたします。

(長尾忠行)

まず、公用車のドライブレコーダー設置についてであります。ドライブレコーダーについては、交通事故やトラブル発生時に、その状況を正確に把握できるものであります。また、運転者の交通安全意識や運転マナーの向上にもつながるものと考えます。

常日ごろから安全運転を心がけ、交通事故を起こさないことが一番に望まれることではあります。万が一の備えとして一般的にも普及してきているものと考えております。このことから、市でも今後、公用車への設置促進に努めてまいりたいと考えております。公用車への設置状況や近隣市町村の状況については、後ほど総務部長より報告させていただきます。

次に、ドライブレコーダー及び防犯カメラ設置における管理運用に関する要綱についてであります。

現在のところ、設置や管理運用に関する要綱については整備されておられません。議員御指摘のとおり、今後これらを導入するに当たり、使用目的や管理責任者、データの取り扱いやデータの保存期間などの基本事項を定めた要綱を整備することは必要であると考えます。

ドライブレコーダーについては市全体として、防犯カメラについてはそれぞれの設置目的を考慮したうえで要綱の整備を検討したいと考えております。私からは以上です。

○議長

教育長、答弁願います。

○教育長

長内議員の御質問、児童生徒を見守る防犯カメラの導入についてお答えいたします。

(柴田正人)

教育委員会が所管する教育施設の防犯カメラ設置率は、小・中学校が約23%、その他教育施設が25%であります。また、通学路に関しては、ほとんどが県道、市道と広範囲にわたっており、御質問の防犯カメラ設置につきましては、教育委員会では把握しておりません。

方針についてであります。当市の子どもたちの安心・安全の確保のためには、防犯カメラの設置は必要であると考えております。今後、国の補助事業の活用など関係部局と協議を重ね、計画的に整備してまいりたいと考えております。

また、通学路への防犯カメラ設置についてであります。子どもの安全確保は、これまで小・中学校の教職員を始め、保護者や地域ボランティアの方々に協力を得て取り組んできたところでもありますので、引き続き協力をお願いしてまいりたいと思います。さらに、市を巡回する市所有のスクールバスにつきましてはドライブレコーダーを搭載しておりますので、防犯の観点からその活用も考えてまいります。以上でございます。

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

私からは、公用車への設置状況等についてお答えいたします。

ドライブレコーダーの設置状況であります。外部へ委託契約しているスクールバス4台、市有バス3台につきましては、全車、既に設置、運用されております。

市が直接管理しております公用車64台につきましては、市長車1台のみ設置しており、その他の車両については、来年度以降の設置を計画しております。

また、近隣市町村の状況であります。近隣の7市町村の担当者への聞き取りによる調査結果では、市町村長車へ設置していたのは1町のみでありました。現段階では、公用車への設置を検討しているところもありましたが、実施までには至っていないというのが状況であります。以上でございます。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

ありがとうございました。これから再質問していくわけですが、ちょっと整理をしまして、先にドライブレコーダーの件でいろいろこれから御質問させていただきたいと思っております。

いまお話を聞きましたら、ドライブレコーダー、市長車のみがついていて、市の公用車64台にはついていない。のうち1台がついているというようなお話。総務部長、ドライブレコーダー1台幾らするんですか。

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

総務部長。

お答えいたします。高いのは5万からですね、安いのは数千円代から買えるものもございます。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

いまのお話聞きますと、高いものは5万円、安いのは数千円と。もうちょっと深く、せつかくですよ。どったのが5万円で、どったのが数千円と

- 議長
- 総務部長  
(齋藤久世志)

か、もうちょっと丁寧な答弁をお願いします。

総務部長。

どういうふうな性能が高い、高価なものなのかということでございますが、私あんまり詳細なものはわかりませんが、最近では車上荒らし等にも対応した、例えばソーラーの電池が組み込まれて、ある程度そういった車上荒らし等にも対応できるようなもの等が高い機種だということと、あとはかなり画素数も高いものがありましてですね、ハイビジョン以上のものの、そういった事故の際も相手のナンバーとか人相等が確認できるような、そういう高画質なものもあるやに聞いておりますので、そういったものが高価なものだというふうな認識をしております。

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

私もそういう答弁が欲しかったんです。その答弁があれば、また次のほうの展開に入れるんですよ。そごねんで、べろっといげっても。すいません、津軽弁になりましたけれども。改めてきちっとした言葉で、議会ですのでお話を進めていきたいと思えます。

今回、公用車64台のうち市長車の1台についていると。そして来年度以降については、いろいろ検討していくというようなことでございますけれども、このドライブレコーダー、先般のいろいろ、10月、11月の新聞紙上、テレビを見ますと非常に心の痛むというか、何にもなんねえ人が死んでしまったんです。非常に私は感じるどころがございました。そういう中で、この防犯カメラに類似するのではないかと。ドライブレコーダーは。

そう考えていきますと、後半、これから質問いたします防犯カメラにつながるわけですが、仮に公用車64台に、数千円から数万円するドライブレコーダーですが、私も調べてみました。大体1万2,500円ぐらいのやつが非常にいいということで売れ筋でございます。ほとんどないような状態です、いま。これが仮に画像もよくて、そしてなおかつメモリー機能もよろしいわけです。そういうものが仮に64台の公用車につけることによって、運転する人の身構えも違います。併せて、朝方通学路、また、そういう場合、走った場合、公用車走ってる場合、小学校1年生、2年生が帰ってくる2時、3時ごろ、またはお昼前後、公用車が走ってる時、これ1つ取っても防犯カメラの機能を果たすわけです。

このようなことを考えていくなれば、ドライブレコーダーというのは走る防犯カメラという意味が非常に強いわけですが、そう考えていきますと、そういうことも併せまして、本市として所轄の警察署と映像提出協定とか、この辺についてはどう考えてるもんですか。

- 議長
- 市長  
(長尾忠行)

市長。

議員御指摘のとおり、ドライブレコーダーに関しては、先の高速道路での事故以来、かなり多くの国民の皆さんがお買い求めしているようであります。本当に売り切れで、なかなか手に入らないという状況は私も伺っております。ちなみに、私もついこの間、私用車に設置いたしました、私

用車って私自身の車に大体3万2,000円ほどかかりましたけれど、なかなか2週間とか3週間ぐらい待つてつけていただきました。そういう状況にあります。余談になりました。

ドライブレコーダーの情報提供に関する協定の締結に関してであります。

ドライブレコーダーに記録された映像は、市が所有する情報として適正な管理が求められることとなります。その映像を警察署に提供することは、本来の目的以外での使用ということになりますが、警察署からの事件に関する捜査のための情報照会は法令に基づくものでありますので、本市としてもそのような照会があった際には協力することとなります。

一方、議員御提案の、所管する警察署との協定締結が広く周知されることにより、地域の犯罪や交通事故の抑制へとつながる可能性を考慮しますと、市と所管する警察署とでの協定締結についても検討していきたいと考えております。まずは公用車に防犯カメラの設置のほうが先になろうかと思いますが、その後というふうなことになろうかと思えます。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

私もドライブレコーダーについては本当に、早急にやはり整備するべきかと思えます。そして、将来の子どもたちを見守るのも我々の努めかと思えます。

ドライブレコーダーはちょっと置いて、カメラのほうに入りたいと思います。防犯カメラ。

お話聞きますと、教育施設には23%しかついていないと。関係で25%。防犯カメラ1台幾らするんですか。

○議長  
○教育委員会事務局  
局長(大湯幸男)

教育委員会事務局長。

先ほど教育長から御説明ありましたカメラの台数は御理解いただきまして、金額でありますけれども、先ほどのドライブレコーダーと同じで、例えばドームについている、私、いたときに付けましたけれども、5、6万でつくものも、それはですね、やはり先ほど来言っています記録する量の違いで、5万幾らでつけたと思っていました。ただし、学校のほうについている防犯カメラもあります。その映る範囲とか違ってまして、それは当初20万ぐらいかというふうに記憶しています。その量によって違うということで認識しております。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

私も質問するに当たりまして、いろいろ調べました、実は。基本中の基本の、いわゆる警備会社ですよね。ああいうところからまたいろいろ聞いたりしました。大体ものによりますけれども、通信で、ワイヤレスで飛ばしたり、画像処理を24時間、または36時間、または1週間分とかこういうものによって違いますけれども、平均すれば1台12~13万から15万するそうです。

今回、23%の実施率と言いますけれども、小学校で全くついていない小学校というのは何校になりますか。



- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（大湯幸男） 小学校でついていないところということであります。ついていところが7校ということでありますので、2校ついておりません。以上です。
- 議長 教育委員会事務局長。
- 教育委員会事務局長（大湯幸男） 申しわけありません。7校がついていなくて、2校がついていました。逆でした。申しわけありません。
- 議長 長内議員。
- 4番（長内秀樹議員） いま皆さんからもちょっとざわざわとなりましたけども、2校がついて7校がついていないと。やはりこれは、来年度においては非常に考えなければいけない事項だと思います。なぜいままでこんであったかもひとつ、教育委員会としては検証すべきだと思います。
- また同様に、いまの時代です、父兄から画像提供があったときはどうするのか。③のところにも入りますけれども、その辺についても、いま質問してもちょっとあれだと思いますけれども、その辺までもひとつ検証して、4月からはぜひそうなるように、また、企画財政のほうにおいても何分よろしくお願ひしたいと思います。本校の小学校のうち2校しかついてなくて、7校がついてねえというのは、非常に皆感じるところかと思ひます。ひとつお願ひをしたいと思います。
- 最後に、この話ばかりしてもあれですけども、町会とかそういう任意の団体、交通安全協会とか。こういうところから防犯カメラの設置の支援要請があった場合は、どのような対応をするもんですか。また、そういうものあれば、断るんですか。その辺はどんなもんですか。
- 議長 市長。
- 市長（長尾忠行） 町会等からの防犯カメラ設置要望に対する対応はどのようにするのかということでございますけれど、施設管理のために防犯カメラを設置する場合とは異なり、屋外への防犯カメラの設置については、プライバシー保護の観点から賛否が分かれてるところがあると思ひます。
- 町会や各種団体などから防犯カメラの設置要望があった場合には、要望に至った背景や必要性などを確認し、関係機関との協議を重ね、事案によっては警察へパトロールの強化を依頼するなど、個別事案ごとに対応を検討することになろうかと思ひます。
- 議長 長内議員。
- 4番（長内秀樹議員） はい、わかりました。町会からあった場合そうすると。
- さっきの③の質問のところと③とかぶるわけですけども、先ほど③の質問に対して市長の答弁は、「いま要綱はないけれども、これから順次。」というお話いただきました。そうやっていくわけですけども、市長、こういうものつくるとき、ガイドラインというのがいま一般的に言われてございます。
- ガイドラインというのは、特に要綱つくるんだけども、その要綱にのっとり、自治体が県全体でとか国全体、ほとんど県全体ですよ。県全体と

して画像についてはこうあるべきだという県の方針があって、その方針のもとにそれぞれの市町村がつくるべきが、やはり近隣市町村と一括していろいろな場面で処理していくには、そちらのほうがより効率のよいやり方かと思います。

そのガイドラインを設けてやるべきかと私は思うわけですが、市長、お考えどうですか。例えば、市でこれから要綱をつくっていくに当たって、県のほうに画像処理、画像の保存についてのプライバシーの問題について県としてガイドラインをつくって、または県であるのかないのか、ちょっと私もわかりませんが、その辺、県としての方針をつくって、その方針のもとに我が平川市はこうやっていきたいとか、こういうような順序を踏んでいくほうが私はベターかと思うんですけれども、市長、どう思いますか、その辺について。

○議長

市長。

○市長

(長尾忠行)

現在、県のほうからそういう指導とか協議とかというのはありませんし、市のほうでもそういうふうな協議はしておりません。ですから、今後そういうふうな場合が出てきたときには、県との協議あるいは近隣市町村との協議を経たうえで、そういうふうな要綱の策定等に取りかかることが必要ではないかというふうに考えます。

○議長

長内議員。

○4番

(長内秀樹議員)

はい、ありがとうございます。ひとつ先ほど来、公用車に64台、うち市長車に1台いまついていると。そして来年度以降においては、ぜひとも小学校にはというようにして、新しい、デジタルでの子どもの見守り。将来の平川市の宝です。この宝をさらに大きい、だれもが見てもいい宝にするために、私も努力してまいりたいと思いますけれども、ひとつ、理事者の皆様方におかれましても、前向きに取り組んでいただきたいと思います。ドライブレコーダー、この画像については以上で終わりたいと思います。

次に、2番の移住定住促進についての①すこやか住宅支援事業補助金についてであります。

御存知のとおり、日本全国の自治体が、人口減少対策として移住・定住促進に向けていろいろなアイデアで移住・定住をアピールしています。

今回、渡りましたこのタブレット、有効活用しまして、私も大分調べました。

検索ソフトのグーグルというのがあります。そのグーグルで「移住定住支援」と検索しますと、実に80万2,000件がヒットします。また、この移住定住支援の言葉にプラス「補助金」という3文字、この3文字を加えますとぐっと減りますけれども、それでも31万1,000件がヒットします。

いま自治体においては、移住・定住がいろいろなアイデアで、いろいろな方法で、さまざまなことを考えてやっています。補助金をつけて31万件もあるんですよ。その中から我が平川市が泳いでいって、移住・定住を向けていくわけです。

私もちょっと調べました。例えば、町内へ定住し起業しようとする方に、事業に要する経費について最高500万円の補助金を出すというところがございます。和歌山県のかつらぎ町、500万円出すそうです。移住して起業すれば。ぐらっと来るな、500万けるだばと思うところある。

いまネット社会の時代です。さまざまなアイデアで我が市、我が町、我が村をアピールしています。本市の場合、昨年度から実施しております、この「すこやか住宅支援事業補助金」の事業実績等について、まずお伺いしたいと思います。

次に、②若年ファミリーに特化した定住支援事業の創設についてであります。

先ほども述べましたとおり、移住・定住の事業アイデア出しは大変なものです。そこで、本定例会初日の市長の提出議案説明にもありました、「移住・定住に関する施策で、東京都と仙台市においてU I ターン戦略事業として、ひらかわ わ！わ！わ！移住トーク事業を開催し、参加者からは、平川市を初めて知った、平川市産の食材の料理がおいしいなどの意見があった。」と市長の提案理由説明のところで報告がなされました。そこで、このわ！わ！わ！ひらかわ移住トーク事業の事業効果と課題について、またお伺いしたいと思います。

次に、本題の若年ファミリーに特化した支援事業についてでありますけれども、やはりこの移住促進を進めるに当たっては、出産による人口増加が期待できる若い夫婦、若い夫婦っておがしいな、若者夫婦ですか、これをターゲットというのはどこの市町村も同じです。そのために訪れてもらうようなことから、体験という、移住体験、これもやはりでございます。

さらには、地元に住みたいが、家が手狭と。それから、さまざまいま、私も調べてみました。親・子世帯近居同居支援事業というのがあります。親と子が、距離にして直線で1.2キロ離れて暮らしている。同じ市内に。そういう場合、支援をするというのがあります。三世代同居している家庭には支援をする。一番びっくりしたのは、私は、新婚さん住まい応援事業というのがやっております。40歳以下の方が結婚して2年間、月5,000円。月2万円というところもございます。何しろ31万件もあるんです。

そういう中で、我が平川市がどういうことで人口を増やしていくか。今回の、いまやっている事業についてどうなのか、ひとつ御答弁をお願いしたいと思います。

○議長

○市長

(長尾忠行)

市長。

まず、「すこやか住宅支援事業補助金」についてお答えをいたします。

この事業の実績ですが、平成28年度が45件、今年度は、前年度からの繰越し15件、現在施工中の案件も含め、10月末日現在で53件となっております。

次に、若年ファミリーに特化した定住支援事業の創設についてであります。その中のU I ターン戦略事業について、「ひらかわ わ！わ！わ！移住

トーク事業」についてお答えいたします。

この事業は、平川市への移住を促すため、平川市での仕事や暮らし全般について都会で紹介をし、平川市を身近に感じていただくことにより、将来、平川市への移住を考えていただくための事業であります。

平川市にUターンやIターンされた方々をゲストに迎え、移住のきっかけや現在の仕事、暮らしぶりについてお話をいただくとともに、平川市の伝統料理などを味わう「平川市と首都圏等の対流型交流会」として、今年度から実施している事業であります。

今年度の実績といたしましては、先ほど議員のほうからも御指摘ありました、東京都で2回、宮城県仙台市で1回の合計3回の開催で73名の参加者がありました。また、その都度、参加者へのアンケート調査を実施しておりますので、その回答をもとに長内議員の御質問にお答えをいたしますが、まず、この事業の成果でございますが、「実際に移住したゲストの話を聞き、平川市のこと理解でき、興味を持った。」、また、「将来、地元に戻るという選択肢も新たに加わった」という嬉しい回答を含め、当市に移住したいという参加者が14名あり、全参加者の約2割を占めました。

私自身も東京中目黒での交流会に参加し、実際の会場の雰囲気や参加者との意見交換をいたしました。そのときの様子が新聞にも掲載されておりました。当日は大いに盛り上がり、当市を移住先として選択する可能性の大きさを感じたところでございます。

もちろん、この結果がすぐに移住につながるというものではありません。このような事業は単年度の開催で成果の見えるものではなく、粘り強く継続していくことで成果を上げていくものと認識しております。

一方、課題でございますが、参加者は仕事と暮らしの情報を求めているという結果から、当市の情報発信をさらに強化するとともに、実際に平川市での暮らしを体験してもらうことが重要だと考えております。そのためには、お試し移住や就農体験、祭り体験など、移住を検討している方たちと地域住民が交流する機会を設けながら、徐々に移住につなげていきたいと考えております。

若年ファミリーに特化した支援事業についてお答えをいたします。

長内議員おっしゃるとおり、私も人口の増加につなげる移住対策を進めるに当たっては、出産による人口の増加が期待できる若者夫婦や子育て世帯をターゲットにした移住支援が必要であると考えております。

そこで、若者夫婦や子育て世帯が移住先として当市を選んでいただくために、まずは当市を訪れ、実際に暮らしを体験し、子育てや教育環境を体感していただくことが一番説得力のある移住支援策であると考えことから、これらを体験できるツアーや仕組みの構築について検討していきたいと考えております。

次に、新たな住宅支援事業の創設についてお答えをいたします。

昨年度と今年度のすこやか住宅支援事業の完了分75件のうち、親と同居

した世帯が13件、また、親の住宅敷地内に建築した案件が4件ございます。

住宅を構えるきっかけはさまざまで、中には議員が言われますように、親との同居や近居を理由とされる方もいらっしゃると思います。

現行制度の要件に当てはまらない方への新たな支援策については、市内に住宅を求め方のニーズの把握に努めたうえで検討してまいりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

次に、今後の移住定住対策、若年者支援についてお答えをいたします。

移住・定住を進めるうえで障壁となる3大要因は、仕事、住居、受入体制であります。逆にこの3つをしっかりと整備できれば移住者へのハードルは下がり、移住者の増加につながるものと考えます。

移住対策に関しましては、今後も継続して情報発信や移住促進イベントの開催、移住希望者による暮らし体験と地域住民との交流を中心に進め、人口の増加やまちのにぎわい創出につなげていきたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。以上であります。

長内議員。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

ありがとうございます。これから再質問させていただきたいんですけども、今回のわ！わ！わ！で14名帰ってというようなお話、いましてもらいましたけれども、体験してもらい、お試し移住というようなお話も答弁の中で言いましたけれども、それから祭りのお試しということも。何かこう、具体的にお話は出てるもんなんですか。

企画財政部長。

○議長  
○企画財政部長  
(須藤秀人)

具体的にお試し移住、それから祭り体験、それから先ほど言いました就農、農家の体験というようなことを想定した来年度に向けた、いま事業検討と予算化の検討をしている段階でございまして、いまの段階ではまだ具体的にお示しできるものはございません。

長内議員。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

市長が、その14名の方々が帰ってもいいというお答えを聞いてきたということでございます。ぜひこの14名の方には帰ってきてもらって、そして、一番問題の三大要因の仕事というのは、何かあっせんするつもりなんですか。

先ほどこの移住・定住では非常に問題になっているのが三大要因だと。1つは仕事、住居、受入態勢。私もいろいろ調べてみますと、やはり仕事が一番ですよ、やっぱり。帰ってきたいんだけど、来て、じゃあ仕事は何をというときに、収入と仕事と、この辺の非常に難しいところがあるかと思っておりますけれども、これについてもお試し移住、祭り体験のときに何か御披露するつもりなんですか。

市長。

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

先ほどお試し移住等については、部長のほうから具体的な検討については控えさせていただきましたが、これまだ決定していないわけでありまして、話し合いの中ではそれぞれの地域に、例えば空き家を御了解いた

できれば活用するとか、例えば碓ヶ関地区にあつては、大きい保育園をそういうふうな形のところにできないかとか、また、平賀にあつては、この役所の後のほうにコミュニティセンターってのがあります。そこを活用して、お試し移住していただけないかとか、そういうふうなことはさまざま検討を重ねております。でき得れば、それらを現実のものにしていければなというふうに思っております。

仕事に関しましては非常に、いわゆる雇用の場が少ないという当市におきましては苦勞することがあると思います。ただ、現在来ておられる井上信平さんとかあるいはGOMAさんや、その人たちが自分独自の仕事をもちながらそれでこちらで暮らしていつているという例もございまして、また、農業体験をすることによってこちらで農家をしてみたいという方が出てくれば、それに対する支援、御協力ってのはしていきたいなというふうに思います。

そういうふうな形で、少しずつでも平川市を発信しながら、また同時に平川市に来たい、平川市に住みたい、あるいはUターン戻ってきたいという人が1人でも多く増えて来ていただくことを願っております。

当市としては住みやすさ、雪国であつての雪の少なさとか、あるいは普段の環境、あるいは防犯関係、先ほど長内議員のほうから防犯カメラのお話も出ましたが、比較的その犯罪件数が少ないという、安心して暮らせる地域でもありますし、保育環境・教育環境、そういうものを取りそろえながら多くの方々に来ていただけるよう、これからも施策を考えていきたいなというふうに思っております。

長内議員。

本当にこの住宅支援から移住・定住については非常に大きい問題で、一朝一夕にすぐこれだという答えはないかと思ひます。ただ、やはり何かアピールポイントと何かを組み合わせ、いろいろ前向きな視線が必要かと思ひます。私も、微力ですけれども頑張っていきたいと思ひています。

時間もなくなりました。最後のほう行きたいと思ひます。

次に、3. 土地の所有者不明問題についての①所有者不明の宅地、農地、山林の現況についてであります。

本年10月26日の新聞に、東奥日報ですよね、これ。夕刊に出ました。所有者不明の土地720万ヘクタールとこうやってきました。私はびっくりしたんです、これ見て。北海道の9割の広さ、2040年で。昨年2016年現在で410万ヘクタールです。約九州の面積を上回る面積が所有者不明であると。これからますます増えていくと。高齢化によってますます増えていくと、こういうような新聞記事が出ました。それ以来いろいろな中央紙、また、いろいろ私も調べてみますと、いろいろな場面で土地の所有者不明問題がお話なされてございます。

そこで、ざっくばらんにお伺いしたいと思ひます。本市における所有者不明の宅地、農地、山林、こういうものはどのぐらいあつて、市は把握し

- 議長
- 4番  
(長内秀樹議員)

○議長  
○市長  
(長尾忠行)

ているのか。まず1点。

2つ目、②これの対策と今後の方向、どのように分析して、市としてどのような対応をするのか。

最後に、③固定資産税と国民健康保険の資産税の資産割課税です。固定資産税、国保税は出てくるわけですが、こういう場合、どのように対応しているのか。この件について、お伺いしたいと思います。

市長、答弁願います。

土地の所有者不明問題についての御質問にお答えをいたします。所有者不明の宅地、農地、山林等の現況についてであります。

まず、所有者不明と言われる土地を簡潔に申し上げますと、「所有者の所在を直ちに把握することが困難な土地」と認識しております。具体的には、大きく分けて次の3つの状態にある土地であります。

1つ目は、土地の相続に関してであります。相続権を有する人がいない、または相続放棄された土地、もしくは数代にわたり相続登記がされず、相続人の所在の追跡が困難となっている土地であります。2つ目は、登記上で所有者を特定できているものの、所有者の所在が不明となっている土地であります。3つ目は、法人が倒産するなど、破産管財人が選任されていない土地であります。

当市においては、これらに該当する土地につきましては、宅地が58筆で1万6,849平方メートル、田んぼが12筆で7,979平方メートル、畑が20筆で3万7,239平方メートル、山林が8筆で2万2,347平方メートル、原野が12筆で1万4,110平方メートル、雑種地が4筆で5,896平方メートルとなっております。全体では114筆で10万4,420平方メートルであります。

次に、その対策と今後の方向性についてお答えをいたします。

まず、所有者不明の土地が増加する原因であります。主に相続が適正に行われていないことにあると考えます。その背景としまして考えられることは、親族間の相続問題を始めとし、地方から大都市への人口流出、先祖伝来の土地に対する関心の低下、そして、土地の保有・管理に対する負担感や関心の低下などが挙げられます。

次に、対策と今後の方向性についてであります。所有者不明とされている土地は、本来であれば固定資産税の対象となるものであります。しかしながら、相続による適正な継承が行われなことで課税されていない現状は、税の公平性の観点からも望ましいものではないと認識をしております。

この問題の解決には当然我々自治体の努力も必要ですが、国など関係機関と連携しながら対応していく必要もあると考えております。具体的な対策、取り組みにつきましては、担当部長より答弁させます。

次に、3点目の固定資産税と国民健康保険税の資産割課税についての御質問にお答えいたします。

まず、固定資産税の納税義務者につきましては、地方税法の規定により、登記上の所有者とされております。ただし、登記上の所有者が死亡してい

る場合、または消滅などにより所在が不明となっている場合、その土地を現に所有、または使用している者を所有者とみなし、課税することもございます。

しかしながら、御質問の課税上の処理に関しましては、先ほども答弁いたしました、「所有者の所在を直ちに把握することが困難な土地」であり、納税義務者を特定できない状態にあります。このため、追跡調査を行うなどその特定に努めておりますが、それでもなお特定できない場合、あるいは明らかに歳入が見込めないと判断した場合は、課税することを保留する場合もございます。

また、国民健康保険税の資産割については、固定資産税を課税標準としておりますので、固定資産税と同様に、納税義務者が特定できていない土地については課税されておりません。私からは以上です。

○議長  
○企画財政部長  
(須藤秀人)

企画財政部長。

私からは、2点目の土地所有者不明問題に対する具体的な対策、取り組み等につきまして補足答弁いたします。

まず、現在の取り組みといたしましては、資産の所有者が亡くなった際には、その都度速やかに相続人に関する調査を行っております。そして、その調査に基づきまして相続登記の必要性を呼びかけるなどいたしまして、新たに所有者不明となる資産が生じないように努めているところでございます。

また、青森地方法務局弘前支局と連携した啓発活動といたしまして、法務局のほうでも今年度から登記の適正実行について力が入っているようでありまして、いまのところ、来年度の固定資産税納税通知書の発送に合わせまして相続登記に関するお知らせを同封することでいま検討しております。

所有者不明の問題につきましては、長内議員もいろいろ報道等で御承知のとおり、法務省、それから国交省においては、いま申し上げました相続登記の促進のほか、利用権の設定による土地の有効活用等々について、新たな制度の創設に向けて準備を進めているようでございます。

このような国の動向に注視しながら、引き続き公平な課税に努めていきたいと思っております。以上です。

○議長  
○4番  
(長内秀樹議員)

長内議員。

私もこの土地の不明者問題、非常に大きい問題だと思うんですよ。将来的には市の固定資産税、いろんな場面で、大変なこれ、いまこれからへたをすると一歩踏み出すかと思うんです。

特に私、農業のほうから見ますと、何か本当にいいのかなと思うところあります。というのは、先ほど通告しましたので、農業委員会事務局長のほうにお伺いしたいと思いますけれども、農地のところで農地台帳ございます。それから住民基本台帳ございます。固定資産課税台帳あります。この3書で、仮に私の名前、長内秀樹をずっと串刺しに通した場合、3つの



中にすべてが出てこなくちゃいけないんですけども、仮に出てこないということが考えられます。

農地台帳には長内秀樹の名前はない農地があるとか、こういうような場面出るかと思うんですけども、名義人が農家であれば、農地台帳、住民基本台帳、固定資産課税台帳は同じでなきゃいけないんです。それがそうでないとか、こういうような事態があるかと思えますけれども、農業委員会として、この農地の所有者の確認のためにこういうことで3書串刺しで検索したことあるんですか。

○議長

農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（佐藤千代彦）

長内議員の質問にお答えをいたします。農地台帳、それから住民基本台帳、固定資産税台帳の突合と言いますか、行っているかというような質問でございますが、農家台帳と住民台帳との突合については月1回、それから固定資産税台帳との突合については年1回実施しております。

それと、法務局から税務課のほうに通知されておる登記済通知書なるものを、税務課のほうから農業委員会のほうで借用しまして、農業委員会のほうでそれを見て農家台帳の整理を行っている現状でございます。以上です。

○議長

長内議員。

○4番

あと1分ですので、終わります。

（長内秀樹議員）

非常に大きい問題ですので、これからもうちょっと勉強して再度挑戦していきたいと思えます。以上で終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長

4番、長内議員の一般質問は終了いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日12日、午前10時開議といたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後2時46分 散会